

個別事業計画書

所管部署：福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	ファミリーサポートセンター事業		細事業名			新継区分	新規
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市次世代育成支援行動計画			
	1 安心して子育てできるまちをめざす						
	(1) 地域全体で子育てを支援する仕組みづくり						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	両親ともに就労する家庭の増加により、保育ニーズが多様化し、保育以外に育児や介護の援助を求める家庭が増加しており、保育以外に地域での子育て支援が求められている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	ファミリーサポートセンターの開設と会員の募集、会員間の支援事業の開始	サポートセンターの開設と会員募集による支援事業の充実	3,180
具体的な実施内容	地域のなかで子育てを手助けしたい人(提供会員)と手助けを受けたい人(依頼会員)を募集し、会員同士で地域で援助活動を行う。 サポートセンターを開設し援助活動の支援を行う。			平成21年度	サポート事業の推進	支援事業の充実	4,500
事業の目的	地域での子育て支援体制の充実を図る。			平成22年度	サポート事業の推進	支援事業の充実	5,000
事業の効果	地域子育て力の拡大が図れる。						

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	わくわくふれあい育成事業	細事業名	新継区分	継 続	
総合振興計画 の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	「家庭教育支援総合推進事業」実施委託要綱		
	1 安心して子育てできるまちをめざす		京のわくわく探検事業実施委託要項		
	(1) 地域全体で子育てを支援する仕組みづくり				
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市内各学校における家庭教育学級の実施 ・文化自然活動・自然体験学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・小学校・中学校で実施 ・休日や長期休暇等に季節に応じた内容で活動を行う(年10回程度) 	1,341
具体的な実施内容		平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市内各学校における家庭教育学級の実施 ・文化自然活動・自然体験学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・小学校・中学校で実施 ・休日や長期休暇等に季節に応じた内容で活動を行う(年10回程度) 	1,341
事業の目的		平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市内各学校における家庭教育学級の実施 ・文化自然活動・自然体験学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・小学校・中学校で実施 ・休日や長期休暇等に季節に応じた内容で活動を行う(年10回程度) 	1,341
事業の効果		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭が子どもにとって心安らぐ場所になるよう見つけなおす。 ・自分の五感を通して、協調性や忍耐力・表現力を養う。 			

個別事業計画書

所管部署：福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	子育てすこやかセンター事業		細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市子育てすこやかセンター条例			
	1 安心して子育てできるまちをめざす			南丹市子育てすこやかセンター運営規則			
	(1) 地域全体で子育てを支援する仕組みづくり						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	少子化、核家族化の進展により、家庭内で子育てに関する知識が希薄になり、保護者の子育てに対する不安や負担が大きくなってきており、今の児童を取り巻く社会環境の中で児童、子育て家族の支援が必要。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	就学前児童とその保護者に対する子育て相談や情報の提供、子育てサークルへの支援、子育てボランティアの育成。	相談所等の関係機関と連携し、子育て家庭にとって身近な支援を質的にも量的にも拡大、充実させる。	1,898
具体的な実施内容	就学前児童とその保護者に対する子育て相談や情報の提供、子育てサークルへの支援、子育てボランティアの育成、さらには保健師や学校等と連携し地域子育てセンターを各地域に設置するなど、子育ての楽しさや喜びの輪を広げる活動を推進する。			平成21年度	子育てすこやかセンターの地域での拠点的な活動の展開及び低年齢児童の在宅児とその保護者に対する子育て相談や情報の提供、子育てサークルへの支援、子育てボランティアの育成。	相談所等の関係機関と連携し、子育て家庭にとって身近な支援を質的にも量的にも拡大、充実させる。	2,680
事業の目的	南丹市子育てすこやかセンターは、低年齢児童の在宅児とその保護者に対する子育て相談や情報の提供、子育てサークルへの支援等を目的としている。			平成22年度	子育てすこやかセンターの地域での拠点的な活動の展開及び低年齢児童の在宅児とその保護者に対する子育て相談や情報の提供、子育てサークルへの支援、子育てボランティアの育成。	相談所等の関係機関と連携し、子育て家庭にとって身近な支援を質的にも量的にも拡大、充実させる。	3,700
事業の効果	本市全体の保育力の向上につながる取り組みを推進するもの。相談所なども連携を図りながら、子育て支援活動を展開している。						

個別事業計画書

所管部署：福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	母子生活支援事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	児童福祉法			
	1 安心して子育てできるまちをめざす			南丹市母子生活支援施設入所に要する費用の徴収に関する規則			
	(1)地域全体で子育てを支援する仕組みづくり						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	母子家庭の児童の福祉を支援するため、母子を施設に入所させる必要がある。 ひとり親家庭の生活の自立を支援する必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	母子家庭やこれに準じる家庭の児童が養護に欠ける場合に、申込みにより母子を母子生活支援施設(母子寮等)に入所させる。 ひとり親家庭の生活の自立を支援する各種事業を実施する。	母子家庭等の母親と児童の自立と福祉の増進を図る。	2,392
具体的な実施内容	母子家庭やこれに準じる家庭の児童が養護に欠ける場合に、申込みにより母子を母子生活支援施設(母子寮等)に入所させる。 ひとり親家庭の生活の自立を支援する各種事業を実施する。			平成 21 年度	母子家庭やこれに準じる家庭の児童が養護に欠ける場合に、申込みにより母子を母子生活支援施設(母子寮等)に入所させる。 ひとり親家庭の生活の自立を支援する各種事業を実施する。	母子家庭等の母親と児童の自立と福祉の増進を図る。	2,414
事業の目的	ひとり親家庭等の生活を支援する。			平成 22 年度	母子家庭やこれに準じる家庭の児童が養護に欠ける場合に、申込みにより母子を母子生活支援施設(母子寮等)に入所させる。 ひとり親家庭の生活の自立を支援する各種事業を実施する。	母子家庭等の母親と児童の自立と福祉の増進を図る。	2,414
事業の効果	母子家庭等の母親と児童の自立と福祉の増進に寄与する。						

個別事業計画書

所管部署：市民部 国保医療課

(単位:千円)

事業名	子育て支援医療費助成事業		細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	京都子育て医療費助成条例			
	1 安心して子育てできるまちをめざす			南丹市すこやか子育て医療費助成条例			
	(2)子育て世帯への経済的支援の推進						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	乳幼児や児童生徒における発病や怪我の不安は親にとって大きく、安心して医療を受けられる体制が強く望まれている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	乳幼児及び児童生徒が医療機関でかかった医療費のうちの一部を助成することにより、子育て世帯の経済負担を軽減する。	医療費に係る保護者の負担を軽減する 対象者数 5,910人	99,697
具体的な実施内容	乳幼児及び児童生徒が医療機関でかかった医療費のうちの一部を助成することにより、子育て世帯の経済負担を軽減する。			平成21年度	乳幼児及び児童生徒が医療機関でかかった医療費のうちの一部を助成することにより、子育て世帯の経済負担を軽減する。	医療費に係る保護者の負担を軽減する 対象者数 5,900人	100,000
事業の目的	幼児・児童・生徒の医療費を助成することにより、保護者等が安心して子どもを産み育てることができる社会を築く。			平成22年度	乳幼児及び児童生徒が医療機関でかかった医療費のうちの一部を助成することにより、子育て世帯の経済負担を軽減する。	医療費に係る保護者の負担を軽減する 対象者数 5,890人	100,000
事業の効果	医療費に係る保護者の自己負担額が小額で済むため、児童の健康の保持及び増進が図れる。						

個別事業計画書

所管部署：福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	子育て手当支給事業	細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市子宝条例			
	1 安心して子育てできるまちをめざす		南丹市祝金支給条例			
	(2)子育て世帯への経済的支援の推進					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	少子高齢化が進展し、出生数が減少している中で、子どもの出生とすこやかな成長を支援する必要がある。		平成20年度	出産祝の支給 入学祝の支給 すこやか手当の支給	次世代育成支援策の充実	101,111
具体的な実施内容	子どもの出生を祝い、乳幼児期のすこやかな成長を支援するため、南丹市子宝条例等により各種祝いや手当てを支給する。		平成21年度	出産祝の支給 入学祝の支給 すこやか手当の支給	次世代育成支援策の充実	104,144
事業の目的	南丹市の次世代を担う児童の出産を奨励祝福して、児童のすこやかな成長と活力あるまちづくりを進める。		平成22年度	出産祝の支給 入学祝の支給 すこやか手当の支給	次世代育成支援策の充実	107,268
事業の効果	子育て世代を経済的に支援し、子育ての環境づくり、定住化に寄与している。					

個別事業計画書

所管部署：福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	児童扶養手当支給事業	細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画 の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	児童扶養手当法			
	1 安心して子育てできるまちをめざす					
	(2)子育て世帯への経済的支援の推進					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	離別、死別等による母子家庭の自立を促進し、児童のすこやかな成長を支援する必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	児童扶養手当の支給	母子家庭の自立の促進	88,772
具体的な実施内容	18歳までの児童の母等に対して、児童扶養手当を支給する。(所得制限により支給額に制限がある。)		平成 21 年度	児童扶養手当の支給	母子家庭の自立の促進	91,432
事業の目的	母子家庭の生活の安定と自立の促進を図る。		平成 22 年度	児童扶養手当の支給	母子家庭の自立の促進	94,162
事業の効果	母子家庭を経済的に支援し、生活の安定と自立の促進に寄与する。					

個別事業計画書

所管部署：福祉部 健康課

(単位:千円)

事業名	不妊治療給付事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市不妊治療給付事業実施要綱			
	1 安心して子育てできるまちをめざす						
	(2)子育て世帯への経済的支援の推進						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	少子化が進むひとつの原因に不妊の増加が挙げられる。不妊に悩む夫婦は増加しているが、不妊治療に係る費用負担は大きい。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	不妊治療に要する保険診療費被保険者負担額の2分の1以内の額を助成。助成の限度額は、1年度の診療につき3万円。ただし、夫婦双方が不妊治療を受けている場合はそれぞれにつき3万円まで。	申請者 60件 不妊治療により妊娠する夫婦が増える	1,500
具体的な実施内容	不妊治療に要する保険診療費被保険者負担額の2分の1以内の額を助成する。			平成21年度	不妊治療に要する保険診療費被保険者負担額の2分の1以内の額を助成。助成の限度額は、1年度の診療につき3万円。ただし、夫婦双方が不妊治療を受けている場合はそれぞれにつき3万円まで。	申請者 60件 不妊治療により妊娠する夫婦が増える	1,500
事業の目的	不妊で悩む夫婦の経済負担の軽減を図る。			平成22年度	不妊治療に要する保険診療費被保険者負担額の2分の1以内の額を助成。助成の限度額は、1年度の診療につき3万円。ただし、夫婦双方が不妊治療を受けている場合はそれぞれにつき3万円まで。	申請者 60件 不妊治療により妊娠する夫婦が増える	1,500
事業の効果	不妊治療により妊娠する夫婦が増える。						

個別事業計画書

所管部署：市民部 国保医療課

(単位:千円)

事業名	母子医療費支給事業		細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市福祉医療費の支給に関する条例			
	1 安心して子育てできるまちをめざす						
	(2)子育て世帯への経済的支援の推進						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	母子等に対し医療費を支給することによって、福祉の増進を図っている。合併により制度を拡大して運用しているが、受給者数及び給付費が増加しており、今後も増加することが予想される。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	南丹市福祉医療費の支給に関する条例に基づき、母子等に対し医療費を支給する。	安心して医療が受けられ、生活の安定とあわせて福祉の増進を図ることが出来る。	18,516
具体的な実施内容	母子等が医療機関でかかった医療費を給付する。			平成21年度	南丹市福祉医療費の支給に関する条例に基づき、母子等に対し医療費を支給する。	安心して医療が受けられ、生活の安定とあわせて福祉の増進を図ることが出来る。	18,516
事業の目的	母子等に対し医療費を支給することによって、生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。			平成22年度	南丹市福祉医療費の支給に関する条例に基づき、母子等に対し医療費を支給する。	安心して医療が受けられ、生活の安定とあわせて福祉の増進を図ることが出来る。	18,516
事業の効果	安心して医療を受けることができています。						18,516

個別事業計画書

所管部署：福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	保育所運営事業	細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	児童福祉法			
	1 安心して子育てできるまちをめざす		南丹市立保育所条例			
	(3)多様な保育の推進		保育所保育指針			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	児童福祉法に基づき、保護者の委託を受けて昼間保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とした児童福祉施設の運営を行うことが必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	保育所保育指針に基づき、就学前児童の健全な発育を実現し次代を担う児童を育成する。そして安定的で充実して保育所の運営を実現する。	保育所定数の変更や保育所の適正規模の確保、幼保一元化等の検討も行い、今日的な保護者ニーズにも充分応えながらより効果的で効率的な保育所運営を行う。	112,473
具体的な実施内容	概ね平日8:30～16:30の平常保育をはじめ、近年保護者要望が多い早朝保育、延長保育、土曜集合保育、障害児保育等の安定的な保育所運営を行い、児童の健全な育成と保護者の就労支援を行う。		平成21年度	保育所保育指針に基づき、就学前児童の健全な発育を実現し次代を担う児童を育成する。そして安定的で充実して保育所の運営を実現する。	保育所定数の変更や保育所の適正規模の確保、幼保一元化等の検討も行い、今日的な保護者ニーズにも充分応えながらより効果的で効率的な保育所運営を行う。	113,136
事業の目的	保育所の運営方針及び児童に対する処遇等のガイドラインは児童福祉法及び児童福祉施設最低基準に基づいて運営され児童の健全な成長、発達に寄与する。		平成22年度	保育所保育指針に基づき、就学前児童の健全な発育を実現し次代を担う児童を育成する。そして安定的で充実して保育所の運営を実現する。	保育所定数の変更や保育所の適正規模の確保、幼保一元化等の検討も行い、今日的な保護者ニーズにも充分応えながらより効果的で効率的な保育所運営を行う。	113,136
事業の効果	保育所保育指針に基づき、就学前児童の健全な発育を実現し次代を担う児童育成する。その実現に向けて保育所の役割は更に重要となっている。					

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	すこやか学園		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市立幼児の館「すこやか」条例			
	1 安心して子育てできるまちをめざす						
	(4) 就学前教育の充実化						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	少子化・核家族化の進む中、育児不安や子育ての悩みを抱えている親の姿があり、親自身が相談の場や友達を求めている状況である。懇談会・講演会・講習会等の学び合い・育ち合う場を提供し、親子の絆・親同士のつながりを深めることが必要。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	親子の触れ合いの大切さや手作りの良さを伝える場や保護者の悩みに応じて相談活動の場を提供する。	子どもの成長を喜び合える「親育て・親育ちの支援」の充実。親子の触れ合いの大切さとともに、豊かな心を育む。	1,149
具体的な実施内容	就園前の幼児に遊びの場と遊びの友達を提供する。懇談会・講習会等、保護者同士の学び合い・育ち合う場を提供する。親の子育ての悩みについて相談に応じる。			平成21年度	親子の触れ合いの大切さや手作りの良さを伝える場や保護者の悩みに応じて相談活動の場を提供する。	子どもの成長を喜び合える「親育て・親育ちの支援」の充実。親子の触れ合いの大切さとともに、豊かな心を育む。	1,140
事業の目的	就園前の幼児に遊びの場と遊びの友達を提供し、人間形成の望ましい成長発達を促す。親の子育ての悩みや育児不安について相談に応じ、子育ての楽しさ・大変さが実感でき、子どもの成長を喜び合える「親育て・親育ちの支援」を充実する。			平成22年度	親子の触れ合いの大切さや手作りの良さを伝える場や保護者の悩みに応じて相談活動の場を提供する。	子どもの成長を喜び合える「親育て・親育ちの支援」の充実。親子の触れ合いの大切さとともに、豊かな心を育む。	1,085
事業の効果	親の子育ての悩みや育児不安について相談に応じることで、子育ての楽しさや大切さ・大変さが実感でき子どもの成長を喜び合える「親育て・親育ちの支援」の充実が図れる。親子の触れ合いの大切さを知らせるとともに、豊かな心を育むことができる。						

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	幼稚園教育の推進		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る			根拠法令等	学校教育法		
	1 安心して子育てできるまちをめざす				学校教育法施行令		
	(4) 就学前教育の充実化						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	幼児教育の充実を図り、その後の「学び」に結び付ける取り組みを進める必要がある。また、安全で快適な教育環境を整えなければならない。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	園部幼稚園と八木中央幼稚園が持っている特性を活かし、より緊密に連携をとり幼児教育を推進する。また、保護者はもちろん地域の教育力を高める取り組みを進め、市内保育所や小学校など関係機関と連携を深め、幼児のすこやかな成長を促す。	人間形成の基礎を育成し、その後の教育の基礎も培う活動が進められる。家庭教育支援の推進が図られる。	13,087
具体的な実施内容	園部幼稚園と八木中央幼稚園が持っている特性を活かし、より緊密に連携をとり幼児教育を推進する。また、保護者はもちろん地域の教育力を高める取り組みを進め、市内保育所や小学校など関係機関と連携を深め、幼児のすこやかな成長を促す。			平成 21 年度	園部幼稚園と八木中央幼稚園が持っている特性を活かし、より緊密に連携をとり幼児教育を推進する。また、保護者はもちろん地域の教育力を高める取り組みを進め、市内保育所や小学校など関係機関と連携を深め、幼児のすこやかな成長を促す。	人間形成の基礎を育成し、その後の教育の基礎も培う活動が進められる。家庭教育支援の推進が図られる。	12,818
事業の目的	あそびを中心とした生活を通して心豊かにたくましく「生きる力」を育成する。			平成 22 年度	園部幼稚園と八木中央幼稚園が持っている特性を活かし、より緊密に連携をとり幼児教育を推進する。また、保護者はもちろん地域の教育力を高める取り組みを進め、市内保育所や小学校など関係機関と連携を深め、幼児のすこやかな成長を促す。	人間形成の基礎を育成し、その後の教育の基礎も培う活動が進められる。家庭教育支援の推進が図られる。	12,758
事業の効果	人間形成の基礎を育成し、その後の教育の基礎も培う活動が進められる。家庭教育支援の推進が図られる。						

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	安心・安全の居場所づくり事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	児童福祉法			
	1 安心して子育てできるまちをめざす			南丹市放課後児童健全育成事業に関する条例			
	(5)放課後の子どもの育成の場づくり			京のまなび教室推進事業補助金交付要項			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・未来の日本を創る子どもを社会全体で育むことを目的として実施。 ・放課後の家庭保育が欠ける児童に対し適切な遊び及び生活の場を与えることにより、健全育成を図る必要がある。 		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・環境活動・共同作業等 ・放課後児童クラブの開設 	放課後等の生活の場の確保を通じた、子どもの健全育成を図る	39,781
具体的な実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・環境活動や共同作業等の実施。 ・平日の授業終了後や長期休暇等における生活の場の確保。 			平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・環境活動・共同作業等 ・放課後児童クラブの開設 	放課後等の生活の場の確保を通じた、子どもの健全育成を図る	39,788
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの居場所を確保し、子どもを社会全体ではぐくむ。 			平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・環境活動・共同作業等 ・放課後児童クラブの開設 	放課後等の生活の場の確保を通じた、子どもの健全育成を図る	39,576
事業の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの活動拠点を確保し、体験活動等を通じて子どもの健全育成を図る。 						

個別事業計画書

所管部署：福祉部 健康課

(単位:千円)

事業名	育児支援事業	細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	次世代育成支援対策推進法			
	1 安心して子育てのできるまちをめざす		南丹市次世代育成支援行動計画			
	(6)多様な支援の一体的な推進					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	出生数が減少する中、子育てに悩みながら孤立する母子、発達障がいなどの課題を抱える子ども、虐待など、子育ての課題が大きく複雑化する中、より専門的な支援が求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	子育て相談の実施 離乳食教室の実施 専門的育児支援事業(医師クリニック・言語相談・発達相談・小集団遊びの教室)の実施	家庭・地域の子育てする力が向上する 正しい生活習慣が身につく 児童虐待の予防	8,203
具体的な実施内容	子育て中の親子支援のため、保健師・栄養士等による子育て相談、離乳食教室を実施する。子育てに悩む親子や発達発育が気になる乳幼児に対して、医師・言語聴覚士・心理士等専門職による個別相談事業、小集団での遊びの教室を行う。		平成21年度	子育て相談の実施 離乳食教室の実施 専門的育児支援事業(医師クリニック・言語相談・発達相談・小集団遊びの教室)の実施	家庭・地域の子育てする力が向上する 正しい生活習慣が身につく 児童虐待の予防	8,203
事業の目的	子どものすこやかな成長、発達を促し、子育てを支援する。虐待の未然防止。		平成22年度	子育て相談の実施 離乳食教室の実施 専門的育児支援事業(医師クリニック・言語相談・発達相談・小集団遊びの教室)の実施	家庭・地域の子育てする力が向上する 正しい生活習慣が身につく 児童虐待の予防	8,203
事業の効果	家庭・地域の子育てする力をはぐくむ。高度発達障がいなど従来支援から外れてきた対象を支援する。					

個別事業計画書

所管部署：福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	地域子育て支援事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市子育てサポート派遣事業実施要綱			
	1 安心して子育てできるまちをめざす						
	(6)多様な支援の一体的な推進						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	少子化や核家族等の増加により、地域の関係が希薄となっており、地域での子育てが弱くなっている。また、子育て世代の支援サポーター派遣が求められている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	子育てサポート派遣事業 子育てフォーラム等の開催 子育て短期支援事業(児童ショートステイ等事業)	地域での子育て力の向上と子育て世代への生活支援に寄与する。	4,396
具体的な実施内容	子育て世代の親の病気や出産による子育てサポートの派遣や、子育て世代、市民や関係団体を対象とした子育てフォーラムの開催など。			平成21年度	子育てサポート派遣事業 子育てフォーラム等の開催 子育て短期支援事業(児童ショートステイ等事業)	地域での子育て力の向上と子育て世代への生活支援に寄与する。	4,396
事業の目的	子育て世代の生活支援や地域での子育て支援の推進を図る。			平成22年度	子育てサポート派遣事業 子育てフォーラム等の開催 子育て短期支援事業(児童ショートステイ等事業)	地域での子育て力の向上と子育て世代への生活支援に寄与する。	4,396
事業の効果	地域での子育て力の向上と子育て世代への生活支援に寄与する。						4,396

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 教育総務課

(単位:千円)

事業名	学校規模適正化検討事業		細事業名			新継区分	新規
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市立小学校及び中学校設置条例			
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる						
	(1) 学校規模の適性化						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	少子化による児童数の減少により、小規模校での複式学級実施校が増加するなど教育環境が変化している中、子どもたちを第一に考えたより良い教育環境のあり方について、様々な見地から検討する必要がある。		平成20年度	内部組織における検討会の立ち上げ	現状課題の把握	0	
具体的な実施内容	より良い教育環境での学びを第一に、現在直面する学校教育や子どもたちを取り巻く地域課題を関係者と共有し、子どもたちが生き生きと切磋琢磨し、すこやかに育んでいける教育環境の整備充実を目指す。関係者との懇談等、協議・調整を図りながら、学校規模の適正化や適正配置についての検討を行う。		平成21年度	学校問題検討委員会の立ち上げ PTA・地元関係者との懇談会	学校規模適正化に関する諮問課題に対する共通認識 適正化に向けた試案作成	280	
事業の目的	より良い教育環境の整備・構築を図る。		平成22年度	学校問題検討委員会 PTA・地元関係者との懇談会	学校規模適正化に関する答申 適正化に向けた調整	280	
事業の効果	次代を担う子どもたちを、より良い教育環境の下で学ばせることができる。						

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	学校図書館指導員設置事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等				
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる						
	(2) 学校教育の充実						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	南丹市が進める読書活動を推進するため市内小・中学校の学校図書館の充実をはかり、児童生徒の読書活動を支援する取り組みが必要である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	学校図書館に指導員を配置し、図書管理及び貸出し支援、教材選定支援を行う。	図書貸出し冊数の増加、各種コンクールへの出品	6,369
具体的な実施内容	全ての学校図書館に指導員を配置し、図書管理及び貸出し支援、教材選定支援を行う。			平成21年度	学校図書館に指導員を配置し、図書管理及び貸出し支援、教材選定支援を行う。	図書貸出し冊数の増加、各種コンクールへの出品	6,369
事業の目的	学校図書館における読書支援を行い、児童生徒の読書活動を促す。			平成22年度	学校図書館に指導員を配置し、図書管理及び貸出し支援、教材選定支援を行う。	図書貸出し冊数の増加、各種コンクールへの出品	6,369
事業の効果	図書貸出し冊数の増加はもちろん、各種読書感想文コンクールの入選及び、青年の主張に入賞するなど効果を上げている。						6,369

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位：千円)

事業名	学力充実・少人数指導事業	細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画 の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる					
	(2)学校教育の充実					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	基礎学力の定着と学力の向上を図るための手立てとして、児童生徒の実態に応じた学級編成が必要。		平成 20 年度	学力向上と少人数教育を行うための講師を配置し、基礎学力の定着と、きめ細やかな指導が行えるようにする。	少人数学級の編成も可能とし、よりきめ細やかな指導が可能になり、学力向上に結びつく。	31,378
具体的な実施内容	学力向上と少人数教育を行うための講師を配置し、基礎学力の定着と、きめ細やかな指導が行えるようにする。		平成 21 年度	学力向上と少人数教育を行うための講師を配置し、基礎学力の定着と、きめ細やかな指導が行えるようにする。	少人数学級の編成も可能とし、よりきめ細やかな指導が可能になり、学力向上に結びつく。	31,051
事業の目的	基礎学力の定着と学力向上を図る。		平成 22 年度	学力向上と少人数教育を行うための講師を配置し、基礎学力の定着と、きめ細やかな指導が行えるようにする。	少人数学級の編成も可能とし、よりきめ細やかな指導が可能になり、学力向上に結びつく。	31,051
事業の効果	少人数学級の編成により、よりきめ細やかな指導が可能になり、学力向上に結びつく。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	教育研究委託事業		細事業名		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市教育研究費委託金交付要綱		
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる					
	(2)学校教育の充実					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	学校教育の創造と魅力ある学校づくりや、学力の向上と人権教育を基礎とする学校生活の営みが行われるよう、小・中学校を通じた系統的・計画的かつ連続性を持った学習内容が望まれる。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	各校の地域性・児童生徒の状況に応じた創意工夫ある企画がなされ、初期目的の達成を目指す。小学校における英語活動の定着化と先進的実践効果が期待される。	6,327
具体的な実施内容	市内小・中学校の創意工夫により、以下の事業を対象とした研究事業を実施する。 ①卓越性を目指す「特色ある学校づくりに関するもの」 ②学力向上を図る「基礎学力向上に関するもの」 ③人権教育の推進を図る「人権教育に関するもの」 また、本市の重点施策である「英語活動」に係る後方支援を行う。			平成21年度	各校の地域性・児童生徒の状況に応じた創意工夫ある企画がなされ、初期目的の達成を目指す。併せて、評価修正を検討。小学校における英語活動の定着化と先進的実践効果とリンクした中学校での英語教育の授業改善に資し、小学校・中学校の体系化が確立される。	6,340
事業の目的	具体的内容を進め、市教育の創造を図ることで、学校教育に対する市民の負託に応えること。			平成22年度	各校の地域性・児童生徒の状況に応じた創意工夫ある企画がなされ、所期目的の達成を目指す。併せて、評価修正を検討。	6,340
事業の効果	各校の創意工夫により、地域性・児童生徒の状況に応じた卓越した教育内容が創出される。 現在の学校教育に求められる国際理解活動・英語活動の推進に際し、学校への後方支援として効果が期待される。					

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	国際理解教育の充実		細事業名	新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等			
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる					
	(2)学校教育の充実					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	中央教育審議会の新指導要領案のとおり、小学校高学年の英語活動、中学校の英語教育は今後ますます拡充していく必要があり、今まで以上に児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上が求められている。		平成 20 年度	外国語指導助手(ALT)を配置し、市内各小・中学校において日本人教員とともに児童生徒に対して英語活動・英語教育の指導を行う。また、市内に在住する社会人を対象にした英会話教室の講師としても派遣し、国際理解の推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・南丹市独自のレクサンプランに基づく小学校英語活動の実施 ・ALTと日本人教員とのチームティーチングによる中学校英語教育の実施 	13,559
具体的な実施内容	外国語指導助手(ALT)を配置し、市内各小・中学校において日本人教員とともに児童生徒に対して英語活動・英語教育の指導を行う。また、市内に在住する社会人を対象にした英会話教室の講師としても派遣し、国際理解の推進を図る。		平成 21 年度	外国語指導助手(ALT)を配置し、市内各小・中学校において日本人教員とともに児童生徒に対して英語活動・英語教育の指導を行う。また、市内に在住する社会人を対象にした英会話教室の講師としても派遣し、国際理解の推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・南丹市独自のレクサンプランに基づく小学校英語活動の実施 ・ALTと日本人教員とのチームティーチングによる中学校英語教育の実施 	13,804
事業の目的	小学校での英語活動、中学校での英語教育において、特に英語による対話力の向上を目的として、英語を母国語とするALTが児童生徒に英語の指導をする。		平成 22 年度	外国語指導助手(ALT)を配置し、市内各小・中学校において日本人教員とともに児童生徒に対して英語活動・英語教育の指導を行う。また、市内に在住する社会人を対象にした英会話教室の講師としても派遣し、国際理解の推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・南丹市独自のレクサンプランに基づく小学校英語活動の実施 ・ALTと日本人教員とのチームティーチングによる中学校英語教育の実施 	13,894
事業の効果	英語を母国語とするALTが児童生徒に英語を指導することによって、児童生徒が実践的な英語の発音や対話の方法を習得することができる。					
			各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	山村留学事業		細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市子供等自然環境知識習得施設条例			
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる						
	(2) 学校教育の充実						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	少子高齢化が進む南丹市美山町知井小学校区において、都市住民との交流を行うことにより、地域の活性化を図る必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	南丹市美山山村留学センター(四季の里)を核とし、都市の児童を対象として、山村留学の受入を行う。	へき地校教育の充実と地域の活性化が図れる	13,617
具体的な実施内容	南丹市美山山村留学センター(四季の里)を核とし、都市の児童を対象として、異なる環境で育ち教育を受けた児童がともに共同生活を送ることにより、視野を広げ刺激しあい、切磋琢磨しながら自然環境の知識を深め、新しい感覚や考え方をお互いに学びあい、友情を育むことによって青少年の健全な育成を図る。			平成21年度	南丹市美山山村留学センター(四季の里)を核とし、都市の児童を対象として、山村留学の受入を行う。	へき地校教育の充実と地域の活性化が図れる	13,260
事業の目的	地域振興の観点から、美山町知井小学校区においては都市の児童生徒を対象として長期短期留学制度の確立と、自然環境の知識をふかめ、併せて都市と農村の交流を図る。			平成22年度	南丹市美山山村留学センター(四季の里)を核とし、都市の児童を対象として、山村留学の受入を行う。	へき地校教育の充実と地域の活性化が図れる	13,260
事業の効果	へき地校教育の充実と地域の活性化を図れる。						13,260

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	小・中学校教育振興事業		細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	教育基本法			
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる			学校教育法			
	(2) 学校教育の充実			学校教育法施行令			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	「生きる力」の育成を目指し、児童生徒に基礎的・基本的な内容を確実に身につけさせる必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	児童生徒の実態や地域社会の実情を活かして、心の教育、人権教育、環境教育、情報教育、体力、競技力の向上、芸術・文化の振興等特色ある学校づくりの推進を積極的に図る。	知・徳・体の調和のとれた児童生徒を育成する。	57,529
具体的な実施内容	児童生徒の実態や地域社会の実情を活かして、心の教育、人権教育、環境教育、情報教育、体力、競技力の向上、芸術・文化の振興等特色ある学校づくり条件整備の推進を積極的に図る。			平成21年度	児童生徒の実態や地域社会の実情を活かして、心の教育、人権教育、環境教育、情報教育、体力、競技力の向上、芸術・文化の振興等特色ある学校づくりの推進を積極的に図る。	知・徳・体の調和のとれた児童生徒を育成する。	57,492
事業の目的	知・徳・体の調和のとれた児童生徒を育成する。			平成22年度	児童生徒の実態や地域社会の実情を活かして、心の教育、人権教育、環境教育、情報教育、体力、競技力の向上、芸術・文化の振興等特色ある学校づくりの推進を積極的に図る。	知・徳・体の調和のとれた児童生徒を育成する。	57,425
事業の効果	学力の充実・向上を推進し、児童生徒1人ひとりの個性、能力の伸長を図る。						

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	小・中学校通級指導教室事業		細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	教育基本法			
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる			学校教育法			
	(2)学校教育の充実			学校教育法施行令			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	今日、特別支援教育に係る体制(法改正含む)の充実が求められ、これに対応する事業展開と体制が必要とされる。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	通級指導教室として、南丹市・京丹波町からの通級児童等を受入れ、特別支援教育を実施。併せて、教育相談を実施。	該当児童等の発達の可能性を最大限引き出し、本人はもとより保護者の負託に応える。	1,384
具体的な実施内容	小・中学校において通常の学級に在籍する比較的軽度の障がいのある児童・生徒に対し、その障がいに応じ、週に数回の特別指導を実施。また、特別支援教育を必要とする園児・児童・生徒にかかる教育相談・発達検査を実施。			平成21年度	通級指導教室として、南丹市・京丹波町からの通級児童等を受入れ、特別支援教育を実施。併せて、教育相談を実施。	該当児童等の発達の可能性を最大限引き出し、本人はもとより保護者の負託に応える。	1,722
事業の目的	様々な障がい程度・障がい種類に応じた特別支援教育を実施し、教育の保障を図る。			平成22年度	通級指導教室として、南丹市・京丹波町からの通級児童等を受入れ、特別支援教育を実施。併せて、教育相談を実施。	該当児童等の発達の可能性を最大限引き出し、本人はもとより保護者の負託に応える。	1,820
事業の効果	様々な障がい程度・障がい種類に応じた特別支援教育を実施し、教育の保障を図る。						

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	特別支援教育支援員配置事業	細事業名		新継区分	新規	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	学校教育法等の一部を改正する法律			
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる					
	(2) 学校教育の充実					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	さまざまな障がいのある児童生徒が在学している現状において、特に通常学級においては、発達障がいを含む障がいのある児童生徒について、学校生活上の介助や学習活動上の支援を行うことが求められている。		平成20年度	①平成19年度において実施した特別支援に係る学校状況の把握内容に基づく配置検討 ②支援員配置による効果の把握 ③次年度、支援員を必要とする学校状況の把握	①特別支援に係る学校体制の確立 ②特別支援教育に係る支援員の位置付けの確立 ③障がい上の困難を克服するための指導による教育的効果	7,823
具体的な実施内容	学校教育法施行令第5条に定める認定就学者をはじめ、様々な障がいのある児童生徒が在学しており、特に通常の学級においては、発達障がいを含む障がいのある児童生徒が在籍している現状がある。このような状況を踏まえ、学校生活上の介助や学習活動上の支援を行う特別支援教育支援員の配置を行う。		平成21年度	①平成20年度の実績と、当年度における配置計画 ②支援員配置による効果の把握 ③次年度、支援員を必要とする学校状況の把握	障がい上の困難を克服するための指導による教育的効果	7,823
事業の目的	左記、具体的内容により、特別支援教育の推進を図り、障がいのある児童生徒に対する、障がい上の困難を克服する教育的効果を目指す。		平成22年度	①平成21年度の実績と、当年度における配置計画 ②支援員配置による効果の把握 ③次年度、支援員を必要とする学校状況の把握	障がい上の困難を克服するための指導による教育的効果	7,823
事業の効果	障がいのある児童生徒への支援により、より細かな教育的配慮により、特別支援教育の推進と、学校全体の支援体制の確立が図れる。					

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 教育総務課

(単位:千円)

事業名	教育施設整備事業	細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市立小学校及び中学校設置条例			
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる		南丹市立幼稚園設置条例			
	(3) 学習施設と設備の整備		南丹市小学校及び中学校の管理運営に関する規則			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	経年による老朽化によって改修や耐震化が必要な施設の整備を順次進めて行く必要に迫られており、児童・園児の安心・安全を確保する施設づくりのためには、小・中学校及び幼稚園施設の改修や補強が必要不可欠となっている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	新庄小学校屋内運動場屋根改修工事 園部小学校屋内運動場耐震補強設計 殿田中学校屋内運動場耐震補強設計	教育環境の整備	16,800
具体的な実施内容	安心・安全の学校づくりのため必要な修繕や改修、耐震補強等の工事を行い、教育施設における良好な教育環境整備を図るため、教育施設整備事業を実施する。		平成21年度	園部小学校屋内運動場耐震補強工事 殿田中学校屋内運動場耐震補強工事 神吉小学校屋内運動場耐震補強設計 胡麻郷小学校屋内運動場改築基本設計 八木小学校校舎耐震補強設計 美山中学校校舎改築基本設計 殿田中学校校舎耐震補強設計 八木中央幼稚園園舎耐震補強設計	教育環境の整備	87,000
事業の目的	安心・安全を基本とした教育施設の良好な管理。		平成22年度	神吉小学校屋内運動場耐震補強工事 胡麻郷小学校屋内運動場改築実施設計 八木小学校校舎耐震補強工事 富本小学校校舎耐震補強設計 殿田中学校校舎耐震補強工事 美山中学校屋内運動場耐震補強設計 八木中央幼稚園園舎耐震補強工事	教育環境の整備	258,000
事業の効果	次代を担う子どもたちを、よい良い教育環境で学ばせることができる。					

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	通学対策事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市義務教育学校通学費補助金交付要綱			
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる						
	(4)通学支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	遠距離通学児童生徒の保護者に対し、負担軽減を図るとともに、通学の安全を確保する必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	遠距離通学のためバス・JR電車等を利用する児童生徒の定期券代について一定額を超えた分を補助する。	遠距離通学者の保護者にかかる負担軽減及び通学路の安全確保が図れる。	11,320
具体的な実施内容	遠距離通学のため、バス・JR電車等を利用する児童生徒の定期券代について、一定額を超えた分を補助する。			平成21年度	遠距離通学のためバス・JR電車等を利用する児童生徒の定期券代について一定額を超えた分を補助する。	遠距離通学者の保護者にかかる負担軽減及び通学路の安全確保が図れる。	11,270
事業の目的	遠距離通学者の保護者に対する経費の補助。			平成22年度	遠距離通学のためバス・JR電車等を利用する児童生徒の定期券代について一定額を超えた分を補助する。	遠距離通学者の保護者にかかる負担軽減及び通学路の安全確保が図れる。	11,270
事業の効果	遠距離通学者の保護者にかかる負担軽減及び通学路の安全確保が図れる。						

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	保・幼・小・中学校連携事業		細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等				
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる						
	(5) 保育所・幼稚園・小中学校の連携強化						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	保育所・幼稚園と小学校の単なる交流事業に終わることなく、中学校も含めて課題の共有化及び課題解決への方途について協議する必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	保育所・幼稚園・小・中学校保護者及び教職員を対象とした講演会の実施 保育所・幼稚園・小学校職員の連絡会の開催 小学校教員の保育参観、幼稚園・保育所職員の小学校授業参観の実施 学校行事への園児の招待	教職員対象の研修会への全員参加(預かり保育以外の方) 保育所・幼稚園・小学校職員の連絡会の開催 2回以上 小学校教員の保育参観あるいは、幼稚園・保育所職員の小学校授業参観の実施 2回以上 学校行事への園児の招待 1回以上	200
具体的な実施内容	保育所・幼稚園・小・中学校保護者及び教職員を対象とした講演会の実施。 保育所・幼稚園・小学校職員の連絡会を持ち、課題を共有する。 小学校教員の保育参観、幼稚園・保育所職員の小学校授業参観の実施。 学校行事への園児の招待。			平成 21 年度	保育所・幼稚園・小・中学校保護者及び教職員を対象とした講演会の実施 保育所・幼稚園・小学校職員の連絡会の開催 小学校教員の保育参観、幼稚園・保育所職員の小学校授業参観の実施 学校行事への園児の招待	教職員対象の研修会への全員参加(預かり保育以外の方) 保育所・幼稚園・小学校職員の連絡会の開催 2回以上 小学校教員の保育参観あるいは、幼稚園・保育所職員の小学校授業参観の実施 2回以上 学校行事への園児の招待 1回以上	200
事業の目的	子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から幼稚園、保育園、小学校が連携し、情報の共有化を図る。			平成 22 年度	保育所・幼稚園・小・中学校保護者及び教職員を対象とした講演会の実施 保育所・幼稚園・小学校職員の連絡会の開催 小学校教員の保育参観、幼稚園・保育所職員の小学校授業参観の実施 学校行事への園児の招待	教職員対象の研修会への全員参加(預かり保育以外の方) 保育所・幼稚園・小学校職員の連絡会の開催 2回以上 小学校教員の保育参観あるいは、幼稚園・保育所職員の小学校授業参観の実施 2回以上 学校行事への園児の招待 1回以上	200
事業の効果	幼稚園、保育園、小学校が連携し、情報を共有化することで、幼児がその後の学校教育全体の生活や学習基盤を培い、小学校への移行が円滑にできるようになる。						

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	いきいき講座開設事業		細事業名		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	社会教育法		
	3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる			南丹市公民館条例		
	(1)生涯学習拠点施設の充実					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	市民に対して生涯学習の機会及び情報を提供することを通して、生活文化の振興・社会福祉の増進が求められている。		平成20年度	成人・高齢者・子どもなど、世代に応じた講座や講演会等の企画・開催及び、世代交流事業の実施。	講演会・研修会等の開催	5,602
具体的な実施内容	各種講座・講演会・研修会等の企画・運営。		平成21年度	成人・高齢者・子どもなど、世代に応じた講座や講演会等の企画・開催及び、世代交流事業の実施。	講演会・研修会等の開催	5,903
事業の目的	様々な講座等を通じて生涯学習の推進を図るとともに、家庭教育の支援や地域社会への貢献をする。		平成22年度	成人・高齢者・子どもなど、世代に応じた講座や講演会等の企画・開催及び、世代交流事業の実施。	講演会・研修会等の開催	5,903
事業の効果	講座等の事業によりいつでもどこでも誰でも、学び、結び資質の向上を図り、それを通じてまちづくりをする。					
			各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	社会教育関係団体支援・育成事業		細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	スポーツ振興法			
	3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる			南丹市補助金等の交付に関する規則			
	(2)生涯学習推進組織の育成強化			南丹市社会教育関係団体に対する補助金要綱			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	南丹市における社会体育の発展を図るためには、社会体育関係団体の運営基盤の強化と事業の推進が必要な状況であり、社会教育関係団体に対する助成が求められている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域海洋センター連絡協議会負担金 ・スポーツ少年団補助金 ・体育協会補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋センターを拠点として、マリンスポーツの普及、青少年の体験教室等、B&G財団の助成を受け実施する。 ・体育協会やスポーツ少年団への助成により、地域でのスポーツ振興の向上させ、市民の交流と健康で豊かな活力ある生活や潤いを与える事業を積極的に開催し、市との協働で事業の推進を図る。 	3,750
具体的な実施内容	南丹市社会教育関係団体に対する補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。			平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域海洋センター連絡協議会負担金 ・スポーツ少年団補助金 ・体育協会補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋センターを拠点として、マリンスポーツの普及、青少年の体験教室等、B&G財団の助成を受け実施する。 ・体育協会やスポーツ少年団への助成により、地域でのスポーツ振興の向上させ、市民の交流と健康で豊かな活力ある生活や潤いを与える事業を積極的に開催し、市との協働で事業の推進を図る。 	3,750
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・社会体育団体の育成 ・生涯スポーツ・地域スポーツ・競技スポーツの普及・振興・発展 ・子どもの体力向上、健全育成 			平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域海洋センター連絡協議会負担金 ・スポーツ少年団補助金 ・体育協会補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋センターを拠点として、マリンスポーツの普及、青少年の体験教室等、B&G財団の助成を受け実施する。 ・体育協会やスポーツ少年団への助成により、地域でのスポーツ振興の向上させ、市民の交流と健康で豊かな活力ある生活や潤いを与える事業を積極的に開催し、市との協働で事業の推進を図る。 	3,750
事業の効果	補助金等の交付により、体育協会、スポーツ少年団、地域海洋センターへの活動支援を図る。具体的には次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域スポーツの振興 ・市民スポーツ、青少年スポーツの機会の提供 ・マリンスポーツの普及、振興等 						

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位：千円)

事業名	体育施設利用促進事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	スポーツ振興法			
	3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる			南丹市社会体育施設条例			
	(3)スポーツ・レクリエーション施設の充実			南丹市学校体育施設利用条例			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市民に運動と憩いの場を提供することで、市民の健全な心身を育成し、スポーツを通じて親睦と相互理解を深めるため、市立社会体育施設の適切な維持・管理が求められている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	園部・八木・日吉・美山の体育施設の管理 園部・八木海洋センターの管理	市民に運動と憩いの場を提供し、もって市民の健全な心身を育成し、スポーツを通じて親睦と相互理解を深めるため。	84,287
具体的な実施内容	市民に運動と憩いの場を提供し、もって市民の健全な心身を育成し、スポーツを通じて親睦と相互理解を深めるため市立社会体育施設を設置・管理する。			平成21年度	園部・八木・日吉・美山の体育施設の管理 園部・八木海洋センターの管理	市民に運動と憩いの場を提供し、もって市民の健全な心身を育成し、スポーツを通じて親睦と相互理解を深めるため。	63,300
事業の目的	市民に運動と憩いの場を提供し、もって市民の健全な心身を育成し、スポーツを通じて親睦と相互理解を深めるため。			平成22年度	園部・八木・日吉・美山の体育施設の管理 園部・八木海洋センターの管理	市民に運動と憩いの場を提供し、もって市民の健全な心身を育成し、スポーツを通じて親睦と相互理解を深めるため。	62,664
事業の効果	日常の施設利用者へのサービスにより、市民の生涯スポーツの振興、スポーツのできる場を提供している。夏季の子どもたちの楽しみと健康増進の場を提供している						

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	いきいき健康事業		細事業名	生涯スポーツ振興事業		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	スポーツ振興法			
	3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる						
	(4)スポーツ・レクリエーション活動の振興						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	スポーツに親しむことによって、市民の暮らしに活力や潤いを与え、また健康で生き生きとした生活や青少年の健全育成を図る。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	各種スポーツ大会の実施 巡回生涯スポーツ教室・講習会の開催 スポーツフェスティバル・生涯スポーツ月間の開催 日吉ダムマラソンの実施 ワンデーマーチの実施	市民の交流の促進と健康増進や生活に活力や潤いを与え、子どもから高齢者まで他世帯間交流もあり、青少年の健全育成にも効果がある。体育協会や地域団体との協働により市民参画の推進にも効果がある。	6,259
具体的な実施内容	スポーツに親しむことによって、市民の暮らしに活力や潤いを与え、また健康で生き生きとした生活や青少年の健全育成を図る。			平成 21 年度	各種スポーツ大会の実施 巡回生涯スポーツ教室・講習会の開催 スポーツフェスティバル・生涯スポーツ月間の開催 日吉ダムマラソンの実施 ワンデーマーチの実施	市民の交流の促進と健康増進や生活に活力や潤いを与え、子どもから高齢者まで他世帯間交流もあり、青少年の健全育成にも効果がある。体育協会や地域団体との協働により市民参画の推進にも効果がある。	6,194
事業の目的	スポーツを通じて市民の生活をより豊かにする生活文化と位置付け、生涯スポーツ推進事業を実施し、市民の暮らしに活力や潤いを与え、また健康で生き生きとした生活や青少年の健全育成を図る。			平成 22 年度	各種スポーツ大会の実施 巡回生涯スポーツ教室・講習会の開催 スポーツフェスティバル・生涯スポーツ月間の開催 日吉ダムマラソンの実施 ワンデーマーチの実施	市民の交流の促進と健康増進や生活に活力や潤いを与え、子どもから高齢者まで他世帯間交流もあり、青少年の健全育成にも効果がある。体育協会や地域団体との協働により市民参画の推進にも効果がある。	6,194
事業の効果	市民の交流の促進と健康増進や生活に活力や潤いを与え、子どもから高齢者まで他世帯間交流もあり、青少年の健全育成にも効果がある。体育協会や地域団体との協働により市民参画の推進にも効果がある。						

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	いきいき健康事業		細事業名	青少年スポーツ育成事業		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	スポーツ振興法			
	3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる						
	(4) スポーツ・レクリエーション活動の振興						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	スポーツ振興を通じた子どもの体力向上は、人間が発達・成長し、創造的な活動を行っていくために不可欠なものであり、様々な事業の実施が求められている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・南丹市長杯(南丹カップ)各種スポーツ大会の開催(支援) ・ジュニアスポーツ教室、講習会の開催 ・近畿マリンスポーツ交流大会の開催(当番市) ・子どもの体力検定の実施 ・プロ、実業団チーム、世界的選手の教室も開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生教室の開催により、実施種目の中学校クラブ加入の増加傾向も見られ、また少年スポーツ団体への関心もより深まりつつあると思われる。 また、中学生を対象とした教室の開催により競技力の向上へも効果がある。 	1,150
具体的な実施内容	スポーツ振興を通じた子どもの体力向上は必要・不可欠である。子どもの体力向上のため、以下の事業を実施する。			平成 21 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・南丹市長杯(南丹カップ)各種スポーツ大会の開催(支援) ・ジュニアスポーツ教室、講習会の開催 ・子どもの体力検定の実施 ・プロ、実業団チーム、世界的選手の教室も開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生教室の開催により、実施種目の中学校クラブ加入の増加傾向も見られ、また少年スポーツ団体への関心もより深まりつつある。 また、中学生を対象とした教室の開催により競技力の向上へも効果がある。 	1,233
事業の目的	子どもの体力の向上、運動能力の向上を図るため、スポーツの喜びを感じられるよう、事業を実施し、青少年スポーツ団体への参加を促進する。			平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・南丹市長杯(南丹カップ)各種スポーツ大会の開催(支援) ・ジュニアスポーツ教室、講習会の開催 ・子どもの体力検定の実施 ・プロ、実業団チーム、世界的選手の教室も開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生教室の開催により、実施種目の中学校クラブ加入の増加傾向も見られ、また少年スポーツ団体への関心もより深まりつつある。 また、中学生を対象とした教室の開催により競技力の向上へも効果がある。 	1,233
事業の効果	・小学生教室の開催により、実施種目の中学校クラブ加入の増加傾向も見られ、また少年スポーツ団体への関心も深まりつつある。						

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	国民文化祭推進事業		細事業名			新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等						
	3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる								
	(5)文化芸術の振興								
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費			
現状の課題	平成23年度に京都府で開催される国民文化祭の周知が薄く、市全体で取り組むための気運の盛り上がりがない。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	市内在住の工芸家と小学校や各種団体との連携事業の実施 工芸に関する市民の参画	3事業を開催 市民の参加人数 1,500人	457		
具体的な実施内容	「工芸」というものづくりに視点をあて、市内で活躍されている工芸家や文化団体、個人がそれぞれ取り組まれている活動を紹介する催しを開催するなど、市民レベルによる国民文化祭の開催に向けた取り組みを進めるとともに、「ものづくりのまち南丹市」を市内外へアピールする。			平成21年度	市内在住の工芸家と小学校や各種団体との連携事業の実施 工芸に関する市民の参画	5事業を開催 市民の参加人数 2,500人	500		
事業の目的	平成23年度に京都府で開催される国民文化祭の成功に向け、市民等の気運を高める。			平成22年度	国民文化祭 プレ大会の開催	工芸の体験や展示を中心としたイベントの開催 1回	2,076		
事業の効果	国民文化祭が市民全体の取り組みとして実施できる。								

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	青少年活動事業(ビートフェスティバル)		細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	社会教育法			
	3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる						
	(5)文化芸術の振興						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市内の小学校で学習している和太鼓サークル等が一堂に会し、日頃の練習の成果を発表することにより、学校同士の連携や子どもたち等の交流を図ることが必要である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	ビートフェスティバル(和太鼓の発表会)の開催	伝統文化に触れることにより、ふるさとの愛護の心が目覚める。また、子ども同士の交流が図れる。	350
具体的な実施内容	市内の小学校で学習している和太鼓サークル等が一堂に会し、日頃の練習の成果発表することにより、学校同士の連携や子どもたち等の交流を図る。 ・和太鼓の発表会			平成21年度	ビートフェスティバル(和太鼓の発表会)の開催	伝統文化に触れることにより、ふるさとの愛護の心が目覚める。また、子ども同士の交流が図れる。	300
事業の目的	市内の小学校で学習している和太鼓サークルが一堂に会し、日頃の練習の成果を発表することにより、学校同士の連携や子どもたちの交流を図る。			平成22年度	ビートフェスティバル(和太鼓の発表会)の開催	伝統文化に触れることにより、ふるさとの愛護の心が目覚める。また、子ども同士の交流が図れる。	250
事業の効果	伝統文化に触れることにより、ふるさとの愛護の心が目覚める。また、子ども同士の交流が図れる。						

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	文化祭事業	細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	社会教育法			
	3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる					
	(5)文化芸術の振興					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	文化活動の振興と各種文化団体の育成並びに郷土文化の向上を目指すことが求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	文化祭の企画・開催	お金をかけずに文化協会サークル会員や参加市民等で運営をできるように、公民館として協力する。	1,414
具体的な実施内容	文化活動の振興と各種文化団体の育成並びに郷土文化の向上を目指し、文化協会とともに文化祭を実施する。		平成21年度	文化祭の企画・開催	お金をかけずに文化協会サークル会員や参加市民等で運営をできるように、公民館として協力する。	1,374
事業の目的	南丹市における文化活動の振興を図る。各種文化団体の育成と郷土文化の向上に貢献する。		平成22年度	文化祭の企画・開催	お金をかけずに文化協会サークル会員や参加市民等で運営をできるように、公民館として協力する。	1,374
事業の効果	多くの市民の展示、発表の場ができる。発表者と観客の交流により、地域文化活動の振興が見込まれる。					

個別事業計画書

所管部署：福祉部 健康課

(単位:千円)

事業名	健康づくり推進事業		細事業名	各種がん検診		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	健康増進法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する			がん対策基本法			
	(1)市民の健康づくりへの支援			南丹市健康診査及び検診事業実施規則			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	がんが、市民の疾病による死亡の最大の原因であり、生命及び健康にとって重大な課題となっている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	各種検診の実施 ・肺がん検診 ・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・乳がん検診 ・子宮がん検診 ・前立腺がん検診 ・結核検診 ・骨密度検診 ・じん肺検診	受診者率の増加と二次検診受診率を向上させる。	46,378
具体的な実施内容	各種検診の実施。 ・肺がん検診 ・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・乳がん検診 ・子宮がん検診 ・前立腺がん検診 ・結核検診 ・骨密度検診 ・じん肺検診			平成21年度	各種検診の実施 ・肺がん検診 ・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・乳がん検診 ・子宮がん検診 ・前立腺がん検診 ・結核検診 ・骨密度検診 ・じん肺検診	受診者率の増加と二次検診受診率を向上させる。	46,378
事業の目的	がん等の病気を早期発見し、早期治療につなげる。			平成22年度	各種検診の実施 ・肺がん検診 ・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・乳がん検診 ・子宮がん検診 ・前立腺がん検診 ・結核検診 ・骨密度検診 ・じん肺検診	受診者率の増加と二次検診受診率を向上させる。	46,378
事業の効果	生命・健康の保持増進と医療費の削減。						

個別事業計画書

所管部署：福祉部 健康課

(単位:千円)

事業名	健康づくり推進事業		細事業名	健康づくり推進事業		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市健康づくり推進協議会規則			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(1)市民の健康づくりへの支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市民の健康づくりの推進。 地区組織活動の構成員が高齢化している。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	健康づくり推進協議会の開催 献血事業の実施 食生活改善推進協議会等住民組織の活動助成	健康づくりに取り組む市民の増加	831
具体的な実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の健康づくりを支援するため、地域での組織づくりやワーキング会議を立ち上げる。 ・健康づくり推進協議会で健康課題を明確にし、健康づくりの指針と方策を検討する。 ・食生活改善推進協議会等の地区組織活動の支援と食育を行う。 			平成21年度	健康づくり推進協議会の開催 献血事業の実施 食生活改善推進協議会等住民組織の活動助成	健康づくりに取り組む市民の増加	831
事業の目的	南丹市の健康課題を明確にし、健康づくりの指針・方策に基づき市民主体の健康づくりを展開する。 地域全体の健康状態を改善できるよう支援する。			平成22年度	健康づくり推進協議会の開催 献血事業の実施 食生活改善推進協議会等住民組織の活動助成	健康づくりに取り組む市民の増加	831
事業の効果	市民自らの健康づくりと地区組織活動が推進できる。						831

個別事業計画書

所管部署：福祉部 健康課

(単位:千円)

事業名	健康づくり推進事業	細事業名	健康増進事業	新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	健康増進法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(1)市民の健康づくりへの支援					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	悪性新生物・心疾患・脳血管疾患が三大死因であり、生活習慣病の死亡が過半数以上を占めている。健康づくりの意識があっても行動変容につながりにくい現状である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	特定保健指導の実施 健康手帳の交付 健康相談・健康教育の実施 機能訓練事業の実施 訪問事業	健康づくりに参加できる環境づくりを行う メタボリックシンドロームの予防	5,254
具体的な実施内容	健康づくりについての学習の場を提供する。健康相談・健康教育・機能訓練・訪問事業等を実施する。		平成 21 年度	特定保健指導の実施 健康手帳の交付 健康相談・健康教育の実施 機能訓練事業の実施 訪問事業	健康づくりに参加できる環境づくりを行う メタボリックシンドロームの予防	5,254
事業の目的	健診の結果等から、生活習慣病改善のための事業を実施し、市民の健康の保持増進を行う。又、早期からメタボリック症候群の予防に努める。		平成 22 年度	特定保健指導の実施 健康手帳の交付 健康相談・健康教育の実施 機能訓練事業の実施 訪問事業	健康づくりに参加できる環境づくりを行う メタボリックシンドロームの予防	5,254
事業の効果	市民自らが生活習慣病予防に取り組み、医療費削減につなげる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民部 国保医療課

(単位:千円)

事業名	健康づくり推進事業		細事業名	国民健康保険健康推進事業		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	国民健康保険法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する			南丹市国民健康保険条例			
	(1)市民の健康づくりへの支援			南丹市国民健康保険条例施行規則			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	国保加入者の健康づくりへの意識向上と、実践、病気の早期発見で、心身ともにすこやかな暮らしの確保が強く求められる。 また、医療費の増大は大きな課題である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	医療費適正化対策の推進 特定健康診査の受診率等の目標値の達成	健康づくりの推進により、平成24年度の医療費を、平成20年度対比で10パーセント抑制する。	68,932
具体的な実施内容	40歳～74歳までの国保加入者を対象とした特定健康診査、特定保健指導、人間ドックを実施し、病気の早期発見を図る。			平成21年度	医療費適正化対策の推進 特定健康診査の受診率等の目標値の達成	健康づくりの推進により、平成24年度の医療費を、平成20年度対比で10パーセント抑制する。	68,932
事業の目的	国民健康保険は、病気や怪我に備えて、国保加入者が普段から保険税を負担し、いざというときの医療費の補助にあてる助け合いの医療保険制度で、次の医療費等の補助を行う。			平成22年度	医療費適正化対策の推進 特定健康診査の受診率等の目標値の達成	健康づくりの推進により、平成24年度の医療費を、平成20年度対比で10パーセント抑制する。	68,932
事業の効果	加入者の健康増進が図られる。 またそれによって医療費の抑制につながる。						68,932

個別事業計画書

所管部署：福祉部 健康課

(単位:千円)

事業名	健康づくり推進事業		細事業名	生活習慣病予防健診		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	健康増進法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(1)市民の健康づくりへの支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市民健診(40歳から74歳)の結果から、メタボリックシンドローム予備軍・該当者が男性で4割ある。要介護原因疾患では、脳血管疾患・整形疾患・認知症が68%を占めている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	メタボ予防健診・すこやか健診・特定健診の実施	受診者数の増加	13,519
具体的な実施内容	命に係る心疾患や脳血管疾患等の予防のために、早期からメタボリックシンドロームに着目した健診を実施し、生活習慣病を予防する。生涯を通じて元気で健康維持できるように、高齢者の健診を実施する。			平成21年度	メタボ予防健診・すこやか健診・特定健診の実施	受診者数の増加	13,519
事業の目的	早期からメタボリックシンドロームに着目した健診を実施し、生活習慣病を予防する。高齢者の健康寿命を延ばす。			平成22年度	メタボ予防健診・すこやか健診・特定健診の実施	受診者数の増加	13,519
事業の効果	生活習慣病による死亡者の減少や医療費の削減、要介護者の減少につながる。						

個別事業計画書

所管部署：福祉部 健康課

(単位:千円)

事業名	母子保健事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	母子保健法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する			南丹市妊婦健康診査実施要綱			
	(1)市民の健康づくりへの支援			南丹市母子栄養強化事業実施要綱			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	子どもの生活習慣の乱れ、育児に悩む親、発達に課題を持つ子どもの増加が進む中、親子の課題を早期に発見し早期支援につなげることが必要である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	母子健康手帳の発行・妊婦健康診査無料券の配付・母子栄養強化事業(牛乳の支給、所得制限がある) 保健師・栄養士等による訪問指導の実施 母親教室の実施 乳幼児健康診査の実施	乳幼児健康診査内容の見直し 乳幼児健康診査受診率を上げる こんにちは赤ちゃん訪問(新生児訪問)の全戸訪問	15,802
具体的な実施内容	妊娠時に、母子健康手帳を発行し妊婦健康診査の無料券を配付、牛乳を支給する。(牛乳の支給は所得制限がある)母親教室を開催する。 出生後は、こんにちは赤ちゃん訪問を全出生児を対象に行い、必要に応じて保健師・栄養士等が経過訪問を実施する。乳幼児の健康診査を実施する。			平成 21 年度	母子健康手帳の発行・妊婦健康診査無料券の配付・母子栄養強化事業(牛乳の支給、所得制限がある) 保健師・栄養士等による訪問指導の実施 母親教室の実施 乳幼児健康診査の実施	乳幼児健康診査受診率を上げる こんにちは赤ちゃん訪問(新生児訪問)の全戸訪問	14,756
事業の目的	母性並びに乳幼児の健康の保持・増進を図る。虐待の未然防止を図る。			平成 22 年度	母子健康手帳の発行・妊婦健康診査無料券の配付・母子栄養強化事業(牛乳の支給、所得制限がある) 保健師・栄養士等による訪問指導の実施 母親教室の実施 乳幼児健康診査の実施	乳幼児健康診査受診率を上げる こんにちは赤ちゃん訪問(新生児訪問)の全戸訪問	14,756
事業の効果	母性並びに乳幼児のすこやかな発育・発達がはかれる。						

個別事業計画書

所管部署：市民部 国保医療課

(単位:千円)

事業名	老人医療費支給事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市老人医療費の支給に関する条例			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(1)市民の健康づくりへの支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	条例に基づき適正な制度運営により、医療が容易に受けられない高齢者の福祉増進への対応が求められる。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	南丹市老人医療の支給に関する条例に基づき、65歳から70歳未満者の内、所得税非課税世帯等低所得世帯に属する者を受給対象とし、医療費の一部を助成する。	高齢者の医療費負担増を抑制する。	52,591
具体的な実施内容	所得税非課税世帯等低所得世帯に属する65歳～70歳未満者の医療費の一部を助成する。			平成21年度	南丹市老人医療の支給に関する条例に基づき、65歳から70歳未満者の内、所得税非課税世帯等低所得世帯に属する者を受給対象とし、医療費の一部を助成する。	高齢者の医療費負担増を抑制する。	52,591
事業の目的	医療が容易に受けられない高齢者に対し、医療費の一部を支給することにより、老人の福祉増進を図ることを目的とする。			平成22年度	南丹市老人医療の支給に関する条例に基づき、65歳から70歳未満者の内、所得税非課税世帯等低所得世帯に属する者を受給対象とし、医療費の一部を助成する。	高齢者の医療費負担増を抑制する。	52,591
事業の効果	高齢者の医療費負担増を抑制することが出来る。						52,591

個別事業計画書

所管部署：市民部 国保医療課

(単位:千円)

事業名	医療対策検討事業	細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市医療対策審議会条例			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(2) 地域医療の充実					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	医療機関を取り巻く環境は医師の確保をはじめ、経営全般にわたり極めて厳しい状況が続いている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	南丹市医療対策審議会を開催し、地域医療確保対策について協議する。	医療機関のネットワークの構築と、医師確保等	181
具体的な実施内容	南丹市医療対策審議会を開催し、地域医療確保対策について協議する。 ・救急医療の対策 ・府立医科大学等からの医師派遣による医師不足対策 ・地域医療ネットワークの設置		平成 21 年度	南丹市医療対策審議会を開催し、地域医療確保対策について協議する。	医療機関のネットワークの構築と、医師確保等	211
事業の目的	地域医療の確保対策を図る。		平成 22 年度	南丹市医療対策審議会を開催し、地域医療確保対策について協議する。	医療機関のネットワークの構築と、医師確保等	211
事業の効果	医療機関のネットワークの構築と、医師確保等が図れる。					

個別事業計画書

所管部署：市民部 国保医療課

(単位：千円)

事業名	地域医療・保健体制確保事業		細事業名				新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市診療所設置条例					
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する			南丹市地域医療活動助成金交付要綱					
	(2) 地域医療の充実			南丹市美山林健センター診療所設置及び管理に関する条例					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費			
現状の課題	へき地、過疎地域における医療機関を取り巻く環境は、医師の確保を始め、経営全般にわたり、極めて厳しい状況が続いており、今後も引き続き地域医療の確保を図っていく必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・公設民営方式による医療機関の医療活動等への助成 ・へき地、過疎地域等における南丹市美山林健センターや南丹市診療所の管理運営 	へき地、過疎地域における医療の確保。	49,656		
具体的な実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公設民営方式による医療機関の医療活動等への助成。 ・へき地、過疎地域等における南丹市美山林健センターや南丹市診療所の管理運営。 			平成 21 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・公設民営方式による医療機関の医療活動等への助成 ・へき地・過疎地域等における南丹市美山林健センターや南丹市診療所の管理運営 	へき地、過疎地域における医療の確保。	49,656		
事業の目的	南丹市圏域の医療の提供体制を確立し、医療機関の医療活動の支援と、市民の健康の保持増進を図る。			平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・公設民営方式による医療機関の医療活動等への助成 ・へき地・過疎地域等における南丹市美山林健センターや南丹市診療所の管理運営 	へき地、過疎地域における医療の確保。	49,656		
事業の効果	安心して受けられる医療の確立が図れる。								

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	学校教育における食育の推進	細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	学校給食法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する		学校給食法施行令			
	(3)食育及び食の安全確保		食育基本法			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	現代社会の食生活については、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加などに加え、「食」の安全についても問題が生じており、食生活の改善や安全の確保の面からも、「食」のあり方を学ぶことが求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	各学校での安全で安心な学校給食の提供 児童生徒(保護者)への「食」に関する指導 給食関係者の衛生管理及び食育の推進	安全で安心できる給食の提供 衛生意識の高揚	72,017
具体的な実施内容	各学校での安心で安全な学校給食の提供。 児童生徒(保護者)への「食」に関する指導。 給食関係者の衛生管理及び食育の推進。		平成21年度	各学校での安全で安心な学校給食の提供 児童生徒(保護者)への「食」に関する指導 給食関係者の衛生管理及び食育の推進	安全で安心できる給食の提供 衛生意識の高揚	70,041
事業の目的	「食」に関する情報の提供など「食育の推進」や調理従事者の衛生意識の高揚を図る。		平成22年度	各学校での安全で安心な学校給食の提供 児童生徒(保護者)への「食」に関する指導 給食関係者の衛生管理及び食育の推進	安全で安心できる給食の提供 衛生意識の高揚	70,001
事業の効果	児童の心身の健康を維持、増進することができる。					

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	有機農業・地産地消推進事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	食育基本法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(3)食育及び食の安全確保						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	食品の安全への関心が高まる中、地域循環による有機農業や地産地消の取り組みが不足している。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	地域循環による有機農業や地産地消活動への支援	食の安全確保及び農業振興に効果がある。	0
具体的な実施内容	地域循環による有機農業や地産地消活動への支援を行う。			平成21年度	地域循環による有機農業や地産地消活動への支援	食の安全確保及び農業振興に効果がある。	0
事業の目的	市民の食の安心と農業振興を図る。			平成22年度	地域循環による有機農業や地産地消活動への支援	食の安全確保及び農業振興に効果がある。	0
事業の効果	食の安全確保、農業振興に効果がある。						0

個別事業計画書

所管部署：土木建築部 住宅課

(単位:千円)

事業名	住宅管理事業		細事業名			新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市営住宅の設置及び管理に関する条例					
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する			南丹市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例					
	(4)若者定住へ向けた住環境の整備			南丹市営住宅駐車場条例					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費			
現状の課題	既存住宅で老朽化住宅が多くあるなかで、適切な維持管理が出来るように進める。 今後の課題として、南丹市営住宅マスタープランの作成を行っていく必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	既存住宅について、適切な維持管理を図る。	維持管理住宅戸数 342戸	35,704		
具体的な実施内容	既存住宅の適切な維持管理を進める。			平成21年度	既存住宅について、適切な維持管理を図る。	維持管理住宅戸数 342戸	55,113		
事業の目的	良好な住宅を供給するために、住宅の維持管理を行うことで、住みよい住宅環境の保全を図る。			平成22年度	既存住宅について、適切な維持管理を図る。	維持管理住宅戸数 342戸	33,813		
事業の効果	良好な住宅を供給することにより、市民の生活基盤の向上、生活環境の保全を図り、住みよい住宅環境に寄与する。								

個別事業計画書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	家族介護者等支援事業		細事業名	家族介護教室事業		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	介護保険法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	介護が必要な高齢者の介護者負担の増大が課題となっている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	在宅で高齢者等を介護している方や介護に関心のある方を対象に、介護に関する相談、介護や介護予防に関する情報や技術の習得、介護者の健康づくり等、様々なテーマに基づいた教室を実施する。	在宅における適切な介護の支援	1,250
具体的な実施内容	在宅で高齢者等を介護している方や介護に関心のある方を対象に、介護に関する相談、介護や介護予防に関する情報や技術の習得、介護者の健康づくり等、様々なテーマに基づいた教室を実施する。			平成21年度	在宅で高齢者等を介護している方や介護に関心のある方を対象に、介護に関する相談、介護や介護予防に関する情報や技術の習得、介護者の健康づくり等、様々なテーマに基づいた教室を実施する。	在宅における適切な介護の支援	1,250
事業の目的	介護に関する相談や情報交換によって介護者を支援する。			平成22年度	在宅で高齢者等を介護している方や介護に関心のある方を対象に、介護に関する相談、介護や介護予防に関する情報や技術の習得、介護者の健康づくり等、様々なテーマに基づいた教室を実施する。	在宅における適切な介護の支援	1,250
事業の効果	在宅における適切な介護の支援が図れる。						1,250

個別事業計画書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	家族介護者等支援事業		細事業名	家族介護者交流事業		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	介護保険法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	介護疲れを増大させないため介護者の心身の元気回復が必要。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	在宅で寝たきりの高齢者や認知症の高齢者等を常時介護している介護者を対象に、講演会等の催しを開催し、参加者同士の交流を図る。	介護者同士の交流が深められ、介護者の心身の元気回復が図られる。	1,000
具体的な実施内容	在宅で寝たきりの高齢者や認知症の高齢者等を常時介護している介護者を対象に、講演会等の催しを開催し、参加者同士の交流を図る。			平成21年度	在宅で寝たきりの高齢者や認知症の高齢者等を常時介護している介護者を対象に、講演会等の催しを開催し、参加者同士の交流を図る。	介護者同士の交流が深められ、介護者の心身の元気回復が図られる。	1,000
事業の目的	介護者の心身の元気回復を図るため。			平成22年度	在宅で寝たきりの高齢者や認知症の高齢者等を常時介護している介護者を対象に、講演会等の催しを開催し、参加者同士の交流を図る。	介護者同士の交流が深められ、介護者の心身の元気回復が図られる。	1,000
事業の効果	介護者同士の交流が深められ、介護者の心身の元気回復が図られる。						1,000

個別事業計画書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	家族介護者等支援事業		細事業名	介護用品支給事業		新継区分	継 続				
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	介護保険法							
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する			南丹市家族介護用品支給事業実施要綱							
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援										
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容		当該年度に目指す成果・効果		事業費			
現状の課題	介護者の経済的負担の増加が課題となっている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	要介護4・5の高齢者の介護者で非課税世帯を対象に、紙おむつなどの介護用品の購入費を助成する。		介護者の経済的負担の軽減		6,015		
具体的な実施内容	要介護4・5の高齢者の介護者で非課税世帯を対象に、紙おむつなどの介護用品の購入費を助成する。				平成21年度	要介護4・5の高齢者の介護者で非課税世帯を対象に、紙おむつなどの介護用品の購入費を助成する。		介護者の経済的負担の軽減		3,750	
事業の目的	介護者の経済的負担の軽減を図るとともに、要介護者の在宅生活の継続及び向上を図る。					平成22年度	要介護4・5の高齢者の介護者で非課税世帯を対象に、紙おむつなどの介護用品の購入費を助成する。				介護者の経済的負担の軽減
事業の効果	介護者の経済的負担の軽減が図れた。										

個別事業計画書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	家族介護者等支援事業		細事業名	在宅介護支援事業		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市家族介護慰労事業実施要綱				
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する							
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援							
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	在宅介護者は精神的・身体的負担が大きい。		平成20年度	市内在住の寝たきり(要介護度4又は5)の在宅高齢者の同居介護者に対して負担の軽減を図るため慰労金を支給する。	介護者の精神的・身体的な負担を軽減し、高齢者の在宅福祉の増進を図る。	7,040		
具体的な実施内容	市内在住の寝たきり(要介護度4又は5)の在宅高齢者の同居介護者に対して負担の軽減を図るため慰労金を支給する。		平成21年度	市内在住の寝たきり(要介護度4又は5)の在宅高齢者の同居介護者に対して負担の軽減を図るため慰労金を支給する。	介護者の精神的・身体的な負担を軽減し、高齢者の在宅福祉の増進を図る。	3,420		
事業の目的	高齢者を介護している家族の支援を図る。		平成22年度	市内在住の寝たきり(要介護度4又は5)の在宅高齢者の同居介護者に対して負担の軽減を図るため慰労金を支給する。	介護者の精神的・身体的な負担を軽減し、高齢者の在宅福祉の増進を図る。	3,420		
事業の効果	高齢者の在宅福祉の推進による、介護保険給付費の節減が図れる。							
			各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費					

個別事業計画書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	介護相談員派遣事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	介護保険法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する			南丹市介護相談員派遣事業実施要綱			
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	介護サービスの質を向上するため、各施設へ相談員を派遣する必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	介護相談員養成研修を受講した相談員を施設サービス事業所に派遣し、利用者の要望や苦情等の聞き取りを行う。	介護サービスの質の向上	1,163
具体的な実施内容	介護相談員養成研修を受講した相談員を施設サービス事業所に派遣し、利用者の要望や苦情等の聞き取りを行う。			平成21年度	介護相談員養成研修を受講した相談員を施設サービス事業所に派遣し、利用者の要望や苦情等の聞き取りを行う。	介護サービスの質の向上	1,163
事業の目的	利用者の疑問や不満及び不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図る。			平成22年度	介護相談員養成研修を受講した相談員を施設サービス事業所に派遣し、利用者の要望や苦情等の聞き取りを行う。	介護サービスの質の向上	1,163
事業の効果	施設における介護サービスの質の向上。						

個別事業計画書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	介護予防活動支援事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	介護保険法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	高齢者の閉じこもりが課題となっている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	各公民館及び隣保館において、手芸・陶芸・園芸・音楽・健康づくり体操等、介護予防として生きがいに繋がる場の提供と支援を実施する。	在宅虚弱高齢者の閉じこもり防止	14,621
具体的な実施内容	各公民館及び隣保館において、手芸・陶芸・園芸・音楽・健康づくり体操等、介護予防として生きがいに繋がる場の提供と支援を実施する。			平成21年度	各公民館及び隣保館において、手芸・陶芸・園芸・音楽・健康づくり体操等、介護予防として生きがいに繋がる場の提供と支援を実施する。	在宅虚弱高齢者の閉じこもり防止	14,621
事業の目的	高齢者等の自立的生活の助長、社会的孤独感の解消及び心身機能の維持向上を図る。 その家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る。			平成22年度	各公民館及び隣保館において、手芸・陶芸・園芸・音楽・健康づくり体操等、介護予防として生きがいに繋がる場の提供と支援を実施する。	在宅虚弱高齢者の閉じこもり防止	14,621
事業の効果	在宅虚弱高齢者の閉じこもり防止が図れる。						

個別事業計画書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	緊急通報体制等整備事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る			根拠法令等	南丹市緊急通報電話設置要綱		
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	高齢者独居世帯の緊急時の対応に不安がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	ひとり暮らし高齢者に対し、日常生活における不安解消と安全確保を図るため、緊急通報装置付電話機等を設置し、緊急時の連絡体制をつくる。	急病・災害等の緊急時における迅速かつ正確な対応並びに不安、孤独感の解消を図る。	1,360
具体的な実施内容	ひとり暮らし高齢者に対し、日常生活における不安解消と安全確保を図るため、緊急通報装置付電話機等を設置し、緊急時の連絡体制をつくる。			平成21年度	ひとり暮らし高齢者に対し、日常生活における不安解消と安全確保を図るため、緊急通報装置付電話機等を設置し、緊急時の連絡体制をつくる。	急病・災害等の緊急時における迅速かつ正確な対応並びに不安、孤独感の解消を図る。	1,360
事業の目的	急病・災害等の緊急時における迅速かつ正確な対応並びに不安、孤独感の解消を図る。			平成22年度	ひとり暮らし高齢者に対し、日常生活における不安解消と安全確保を図るため、緊急通報装置付電話機等を設置し、緊急時の連絡体制をつくる。	急病・災害等の緊急時における迅速かつ正確な対応並びに不安、孤独感の解消を図る。	1,360
事業の効果	市民の身近である地域において、見守りの強化が図れる。						

個別事業計画書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	高齢者等生活支援事業		細事業名	外出支援サービス事業		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市高齢者等生活支援事業実施要綱				
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する							
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援							
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	一般の交通機関を利用することが困難な高齢者等の増加が課題となっている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	一般の交通機関を利用することが困難な、高齢者や心身に障がいがある者に対し、利用者宅と福祉サービスを提供する場所・医療機関の間を送迎する。	市民の社会参加のための、移動手段の確保	30,536	
具体的な実施内容	一般の交通機関を利用することが困難な、高齢者や心身に障がいがある者に対し、利用者宅と福祉サービスを提供する場所・医療機関の間を送迎する。			平成21年度	一般の交通機関を利用することが困難な、高齢者や心身に障がいがある者に対し、利用者宅と福祉サービスを提供する場所・医療機関の間を送迎する。	市民の社会参加のための、移動手段の確保	24,886	
事業の目的	高齢者又は心身に障がいのある人が、できる限り在宅で生活できるよう、必要に応じてサービスを提供する。			平成22年度	一般の交通機関を利用することが困難な、高齢者や心身に障がいがある者に対し、利用者宅と福祉サービスを提供する場所・医療機関の間を送迎する。	市民の社会参加のための、移動手段の確保	24,886	
事業の効果	認知症予防や閉じこもり防止に効果があり、高齢者等の社会的参加に効果がある。							

個別事業計画書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	高齢者等生活支援事業		細事業名	軽度生活援助サービス事業		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市高齢者等生活支援事業実施要綱				
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する							
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援							
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	介護給付の対象者にならないよう、保健師による訪問等で事業の啓発や見守りが必要。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	介護認定を受けていないおおむね65歳のひとり暮らし又は高齢者世帯に、外出時の援助、食材の買出し等簡易な日常生活上の援助を行う。	軽易な日常生活援助事業で自立生活を継続させる。	4,516	
具体的な実施内容	介護認定を受けていないおおむね65歳のひとり暮らし又は高齢者世帯に、外出時の援助、食材の買出し等簡易な日常生活上の援助を行う。			平成21年度	介護認定を受けていないおおむね65歳のひとり暮らし又は高齢者世帯に、外出時の援助、食材の買出し等簡易な日常生活上の援助を行う。	軽易な日常生活援助事業で自立生活を継続させる。	4,516	
事業の目的	高齢者又は心身に障がいのある人が、できる限り在宅で生活できるよう、必要に応じてサービスを提供する。			平成22年度	介護認定を受けていないおおむね65歳のひとり暮らし又は高齢者世帯に、外出時の援助、食材の買出し等簡易な日常生活上の援助を行う。	軽易な日常生活援助事業で自立生活を継続させる。	4,516	
事業の効果	軽易な生活援助を提供することにより、介護保険を使うことなく自立可。							

個別事業計画書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	高齢者等生活支援事業		細事業名	食の自立支援事業		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	介護保険法				
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する			南丹市高齢者等生活支援事業実施要綱				
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援							
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	高齢者の増加に伴い今後益々配食の需要は高まるが、供給が不足している。また、見守りを兼ねているため緊急時の連絡体制の強化が望まれている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	食事の支度が困難なため日常生活に支障のある高齢者等又は食生活の改善が必要と認められるものに対し、見守りを兼ねて定期的に栄養バランスの取れた食事を自宅まで配達する。	栄養のバランスが保たれるとともに、食事の支度が困難な者に対して配食時に利用者の安否確認が行える。	25,040	
具体的な実施内容	食事の支度が困難なため日常生活に支障のある高齢者等又は食生活の改善が必要と認められるものに対し、見守りを兼ねて定期的に栄養バランスの取れた食事を自宅まで配達する。			平成21年度	食事の支度が困難なため日常生活に支障のある高齢者等又は食生活の改善が必要と認められるものに対し、見守りを兼ねて定期的に栄養バランスの取れた食事を自宅まで配達する。	栄養のバランスが保たれるとともに、食事の支度が困難な者に対して配食時に利用者の安否確認が行える。	25,040	
事業の目的	高齢者の自立した日常生活を支援するための食生活改善と安否確認。			平成22年度	食事の支度が困難なため日常生活に支障のある高齢者等又は食生活の改善が必要と認められるものに対し、見守りを兼ねて定期的に栄養バランスの取れた食事を自宅まで配達する。	栄養のバランスが保たれるとともに、食事の支度が困難な者に対して配食時に利用者の安否確認が行える。	25,040	
事業の効果	栄養のバランスが保たれるとともに、食事の支度が困難な者に対して配食時に利用者の安否確認が行える。						25,040	

個別事業計画書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	高齢者等生活支援事業		細事業名	訪問理美容サービス事業		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市高齢者等生活支援事業実施要綱				
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する							
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援							
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	老衰・心身の障がい、疾病等により、理容院又は美容院に出向くことが困難な高齢者等の増加が課題となっている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	老衰・心身の障がい、疾病等により、理容院又は美容院に出向くことが困難な高齢者等に対し、居宅でこれらのサービスを受けることができるよう理美容師の出張経費の一部を助成する。	要介護者が衛生的に在宅で暮らすことができる。	300	
具体的な実施内容	老衰・心身の障がい、疾病等により、理容院又は美容院に出向くことが困難な高齢者等に対し、居宅でこれらのサービスを受けることができるよう理美容師の出張経費の一部を助成する。			平成21年度	老衰・心身の障がい、疾病等により、理容院又は美容院に出向くことが困難な高齢者等に対し、居宅でこれらのサービスを受けることができるよう理美容師の出張経費の一部を助成する。	要介護者が衛生的に在宅で暮らすことができる。	350	
事業の目的	高齢者又は心身に障がいのある人が、できる限り在宅で生活できるよう、必要に応じてサービスを提供する。			平成22年度	老衰・心身の障がい、疾病等により、理容院又は美容院に出向くことが困難な高齢者等に対し、居宅でこれらのサービスを受けることができるよう理美容師の出張経費の一部を助成する。	要介護者が衛生的に在宅で暮らすことができる。	400	
事業の効果	寝たきり高齢者等の衛生管理に有効。							

個別事業計画書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	地域包括支援センター事業	細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	介護保険法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	地域福祉の総合相談窓口が求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等)を一体的に実施する。	高齢者の健康保持と生活の安定	17,000
具体的な実施内容	包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等)を一体的に実施する。		平成21年度	包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等)を一体的に実施する。	高齢者の健康保持と生活の安定	17,000
事業の目的	地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援する。		平成22年度	包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等)を一体的に実施する。	高齢者の健康保持と生活の安定	17,000
事業の効果	被保険者が要介護状態・要支援状態となることを予防するとともに、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう事業等に取り組む。					

個別事業計画書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	共同作業所等支援事業		細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市障害者共同作業所通所訓練費補助事業費補助金交付要綱			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する			南丹市立小規模通所授産施設条例			
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	障害者自立支援法の施行により、新事業所体系への移行が求められる共同作業所等の円滑な事業運営への支援が必要である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	共同作業所等の運営を支援し、障がい者への指導訓練、機能回復指導及び訓練等を推進する。	共同作業所等の円滑な事業運営を支援し、障がいのある人の社会参加を促進する。	47,742
具体的な実施内容	共同作業所等に助成を行い、共同作業所等の通所者への指導訓練、機能回復指導及び生活適応訓練等を推進する。			平成21年度	共同作業所等の運営を支援し、障がい者への指導訓練、機能回復指導及び訓練等を推進する。	共同作業所等の円滑な事業運営を支援し、障がいのある人の社会参加を促進する。	45,987
事業の目的	障がいのある人が身近なところでサービスを利用でき、選択の幅を広げることにより地域生活ができるようにする。			平成22年度	共同作業所等の運営を支援し、障がい者への指導訓練、機能回復指導及び訓練等を推進する。	共同作業所等の円滑な事業運営を支援し、障がいのある人の社会参加を促進する。	45,987
事業の効果	障がいのある人が利用しやすいまちづくりの取り組み。						

個別事業計画書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	障がい者医療助成事業		細事業名	自立支援医療給付事業		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	障害者自立支援法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	身体障がい者の日常生活能力や職業能力を回復するために必要な医療を受けるための、個人負担を軽減するために必要である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方が、手術を行うことなどにより、障がいを軽減、あるいは機能の維持が保たれるなどの効果を期待できる場合に、医療費の一部を公費負担する。	身体障がい者の日常生活能力や職業能力等を回復、又は向上、若しくは獲得している。障がい者にとって必要な医療費負担の軽減となっている。	45,886
具体的な実施内容	身体障害者手帳交付を受けている18歳以上の方が、特定の医療(人工透析・ペースメーカー移植術・人工関節置換術など)を受ける場合に、医療費の一部を公費負担する。			平成21年度	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方が、手術を行うことなどにより、障がいを軽減、あるいは機能の維持が保たれるなどの効果を期待できる場合に、医療費の一部を公費負担する。	身体障がい者の日常生活能力や職業能力等を回復、又は向上、若しくは獲得している。障がい者にとって必要な医療費負担の軽減となっている。	47,262
事業の目的	身体障がい者の日常生活能力や職業能力等を回復、又は向上、若しくは獲得することを目的としている。			平成22年度	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方が、手術を行うことなどにより、障がいを軽減、あるいは機能の維持が保たれるなどの効果を期待できる場合に、医療費の一部を公費負担する。	身体障がい者の日常生活能力や職業能力等を回復、又は向上、若しくは獲得している。障がい者にとって必要な医療費負担の軽減となっている。	48,679
事業の効果	身体障がい者の日常生活能力や職業能力等を回復、又は向上、若しくは獲得している。障がい者にとって必要な医療費負担の軽減となっている。						

個別事業計画書

所管部署：市民部 国保医療課

(単位:千円)

事業名	障がい者医療助成事業		細事業名	重度心身障害老人健康管理事業		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市重度心身障害老人健康管理事業費支給条例			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	重度心身が害老人にとって、医療費の負担が大き く、軽減と支援の施策が求められる。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	重度心身障がい老人の健康を保持し、 もって障がい者福祉の向上を図るため 老人保健法の一部負担金を支給する。	対象者の老後における健康の保持 と適切な医療の確保を図る。	85,647
具体的な実施 内 容	後期高齢者医療を受け、身体に一定以上の障がいの ある65歳以上の高齢者の医療費を給付する。			平成 21 年度	重度心身障がい老人の健康を保持し、 もって障がい者福祉の向上を図るため 老人保健法の一部負担金を支給する。	対象者の老後における健康の保持 と適切な医療の確保を図る。	85,647
事業の目的	重度心身障がい老人に対し、医療に要する費用を給付 することにより、健康の保持増進を図り、障がい者福祉 の向上を図ることを目的とする。			平成 22 年度	重度心身障がい老人の健康を保持し、 もって障がい者福祉の向上を図るため 老人保健法の一部負担金を支給する。	対象者の老後における健康の保持 と適切な医療の確保を図る。	85,597
事業の効果	対象者の老後における健康の保持と適切な医療の確 保を図ることができる。						

個別事業計画書

所管部署：市民部 国保医療課

(単位:千円)

事業名	障がい者医療助成事業		細事業名	福祉医療費支給事業		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市福祉医療費の支給に関する条例			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	心身に障がいのある市民の医療費負担は大変大きく、医療費の軽減によって、福祉の増進を図ることが求められている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	南丹市福祉医療費の支給に関する条例に基づき、心身障がい者等に対し医療費を支給する。	安心して医療を受けることができるよう、医療費負担の軽減を図る。	104,340
具体的な実施内容	心身障がい者等が医療機関でかかった医療費を給付する。			平成21年度	南丹市福祉医療費の支給に関する条例に基づき、心身障がい者等に対し医療費を支給する。	安心して医療を受けることができるよう、医療費負担の軽減を図る。	104,340
事業の目的	心身障がい者等に対し医療費を支給することによって、障がい者等の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。			平成22年度	南丹市福祉医療費の支給に関する条例に基づき、心身障がい者等に対し医療費を支給する。	安心して医療を受けることができるよう、医療費負担の軽減を図る。	104,340
事業の効果	医療費の自己負担がないため、対象者は安心して医療を受けることができている。						104,340

個別事業計画書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	障がい者等生活支援事業		細事業名	介護給付事業		新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	障害者自立支援法					
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する								
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援								
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費			
現状の課題	利用者に偏りがあるため、サービスの体系を利用対象者に周知し、適切なサービスが受けられるようにケアマネジメントをする必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	障がいのある人が、日中活動・夜間・居宅において生活できるためのサービス(居宅介護、短期入所、児童デイサービス、生活介護、療養介護、共同生活介護、施設入所、行動援護、重度訪問介護等)を利用できるよう支援を行う。	サービスを提供することにより、自立した日常生活・社会生活を営むことができる。	347,048		
具体的な実施内容	障がいのある人が、日中活動・夜間・居宅において生活できるためのサービス(居宅介護、短期入所、児童デイサービス、生活介護、療養介護、共同生活介護、施設入所、行動援護、重度訪問介護等)を利用できるよう支援を行う。			平成 21 年度	障がいのある人が、日中活動・夜間・居宅において生活できるためのサービス(居宅介護、短期入所、児童デイサービス、生活介護、療養介護、共同生活介護、施設入所、行動援護、重度訪問介護等)を利用できるよう支援を行う。	サービスを提供することにより、自立した日常生活・社会生活を営むことができる。	350,518		
事業の目的	障がいのある人が地域で自立した生活がおくれるように、総合的なサービスを提供する。			平成 22 年度	障がいのある人が、日中活動・夜間・居宅において生活できるためのサービス(居宅介護、短期入所、児童デイサービス、生活介護、療養介護、共同生活介護、施設入所、行動援護、重度訪問介護等)を利用できるよう支援を行う。	サービスを提供することにより、自立した日常生活・社会生活を営むことができる。	354,023		
事業の効果	サービスを提供することにより、自立した日常生活・社会生活を営むことができる。								

個別事業計画書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	障がい者等生活支援事業		細事業名	訓練等給付事業		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	障害者自立支援法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	障がいのある人の社会参加を促すため、自立訓練をはじめとする支援が必要である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	障がいのある人が、自立訓練、就労継続支援、グループホーム等のサービスを利用できるよう、支援を行う。	地域における自立生活及び社会参加に貢献する。	62,052
具体的な実施内容	障がいのある人が、自立訓練、就労継続支援、グループホーム等のサービスを利用できるよう、支援を行う。			平成21年度	障がいのある人が、自立訓練、就労継続支援、グループホーム等のサービスを利用できるよう、支援を行う。	地域における自立生活及び社会参加に貢献する。	70,553
事業の目的	障がいのある人が地域で自立した生活が送れるための必要なサービスの提供をする。			平成22年度	障がいのある人が、自立訓練、就労継続支援、グループホーム等のサービスを利用できるよう、支援を行う。	地域における自立生活及び社会参加に貢献する。	71,257
事業の効果	地域における自立生活及び社会参加に貢献している。						

個別事業計画書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	障がい者等生活支援事業		細事業名	難病患者等居宅生活支援事業		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市難病患者ホームヘルプサービス事業実施要綱				
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する			南丹市難病患者居宅生活支援日常生活用具給付事業実施要綱				
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援			南丹市難病患者等短期入所事業実施要綱				
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	難病患者及び家族の安定した在宅生活が求められている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	介護の支援を要する者にホームヘルパーの派遣をし、日常生活の便宜を図り、生活用具の交付をする。	難病患者等の日常生活を支援することにより、介護者、患者の負担を軽減する。	72	
具体的な実施内容	日常生活を営むのに支障があり、介護の支援を要する者にホームヘルパーの派遣や生活用具の交付を行い、日常生活の便宜を図る。			平成21年度	介護の支援を要する者にホームヘルパーの派遣をし、日常生活の便宜を図り、生活用具の交付をする。	難病患者等の日常生活を支援することにより、介護者、患者の負担を軽減する。	72	
事業の目的	難病患者と家族の療養上の不安や介護の負担を軽減する。			平成22年度	介護の支援を要する者にホームヘルパーの派遣をし、日常生活の便宜を図り、生活用具の交付をする。	難病患者等の日常生活を支援することにより、介護者、患者の負担を軽減する。	72	
事業の効果	地域における難病患者等の日常生活を支援することにより、介護者、患者の負担を軽減する。							

個別事業計画書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	障がい者等生活支援事業		細事業名	日中一時支援事業・生活サポート事業		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市障害者日中一時支援・生活サポート事業実施要綱			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	障がいのある人の日中における活動の場の確保、日常生活の支援、日常的に介護している家族の一時的な休息の確保をする。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	障がい者支援施設、学校の空き教室等で障がい者等に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練を支援する。また、日常生活に支援を必要とする者に居宅介護従事者を派遣し、生活支援や家事援助を行う。	障がいのある人の日中における活動の場の確保と、介護している家族の一時的な休息を得られるようにする。	13,080
具体的な実施内容	日中、障がい者福祉サービス事業所、障がい者支援施設、学校の空き教室等において、障がいのある人等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を支援する。また、日常生活に関する支援を行わなければ支障をきたす場合に、居宅介護従事者を派遣し必要な生活支援・家事援助を行う。			平成21年度	障がい者支援施設、学校の空き教室等で障がい者等に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練を支援する。また、日常生活に支援を必要とする者に居宅介護従事者を派遣し、生活支援や家事援助を行う。	障がいのある人の日中における活動の場の確保と、介護している家族の一時的な休息を得られるようにする。	12,000
事業の目的	障がいのある人の日中における活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や日常的に介護している介護者の一時的な休息を得られるようにする。			平成22年度	障がい者支援施設、学校の空き教室等で障がい者等に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練を支援する。また、日常生活に支援を必要とする者に居宅介護従事者を派遣し、生活支援や家事援助を行う。	障がいのある人の日中における活動の場の確保と、介護している家族の一時的な休息を得られるようにする。	12,000
事業の効果	介護者(家族)の就労や休息が得られる。						

個別事業計画書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	地域活動支援センター事業		細事業名	相談支援事業		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市障害者相談支援事業実施要綱			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	療育等支援対象者への専門相談支援が必要である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	社会資源を活用するための支援 社会性活力を高めるための支援 専門機関との連携 その他在宅障がい者の自立と社会参加の促進に必要な事業	相談支援専門員1名を配置する	8,146
具体的な実施内容	障がいのある人等の相談に応じ情報の提供、助言のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。			平成21年度	社会資源を活用するための支援 社会性活力を高めるための支援 専門機関との連携 その他在宅障がい者の自立と社会参加の促進に必要な事業	相談支援専門員1名を配置する	8,146
事業の目的	障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。			平成22年度	社会資源を活用するための支援 社会性活力を高めるための支援 専門機関との連携 その他在宅障がい者の自立と社会参加の促進に必要な事業	相談支援専門員1名を配置する	8,146
事業の効果	相談事業がより身近になる。						8,146

個別事業計画書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	地域活動支援センター事業		細事業名	地域活動支援センター事業		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市地域活動支援センター事業実施要綱			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	障がいのある人が気軽に集うことができる場づくりが早急に必要である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	地域活動支援センターの基本事業として利用者に対し創作・生産・社会交流・生活支援の機会の提供等、地域の事情に応じ支援を図る。	2ヶ所の施設増により3ヶ所での運営を行う。	25,500
具体的な実施内容	障がいのある人がいつでも通える場所を作ることにより、自宅に閉じこもりがちな人でも、センターに通うことで、少しでも自立及び社会参加を促す。			平成21年度	地域活動支援センターの基本事業として利用者に対し創作・生産・社会交流・生活支援の機会の提供等、地域の事情に応じ支援を図る。	1ヶ所の施設増により4ヶ所での運営を目指す。	34,000
事業の目的	障がい者及び障がい児の日常生活支援、創作的活動及び生産活動の機会の提供並びに地域活動を行うことにより障がい者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るとともに障がい者に対する理解を深めることを目的とする。			平成22年度	地域活動支援センターの基本事業として利用者に対し創作・生産・社会交流・生活支援の機会の提供等、地域の事情に応じ支援を図る。	4施設の円滑な事業運営。	34,000
事業の効果	障がいのある人がいつでも通える場所を作ることにより自宅に閉じこもりがちな人でも、センターに通うことで、少しでも自立及び社会参加につながる。						

個別事業計画書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	発達支援センター運営事業		細事業名			新継区分	新規
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等				
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する			南丹市中心身障害児通園事業実施要綱			
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	心身障害児通園事業(つくし園)は、法改正や地域のニーズの変化により、預かり機能から療育機能という専門的な内容が求められている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	「南丹市発達支援センター(仮称)」として整備を行う。	「南丹市発達支援センター(仮称)」の立ち上げにより、相談・早期支援、療育を一貫して支援できるよう体制整備をする。	46,916
具体的な実施内容	人とかかわりに不安のある子どもや心身の発達に遅れのある子どもとその保護者に対し、一人ひとりに適した相談・支援、療育等の支援を行い、地域で安心して生活が送れるよう支援する。			平成21年度	「南丹市発達支援センター(仮称)」として運営を行う。	相談・早期支援、療育を一貫して支援できるよう体制整備をする。	7,000
事業の目的	「発達支援センター(仮称)」の新しい療育施設を確保する。			平成22年度	「南丹市発達支援センター(仮称)」として運営を行う。	相談・早期支援、療育を一貫して支援できるよう体制整備をする。	7,000
事業の効果	相談・早期支援、療育の機能を一体的に担う。						

個別事業計画書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	シルバー人材センター活動支援事業		細事業名			新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等					
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する							
	(7)高齢者・障がいのある人の社会参加の促進							
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	高齢者の生きがいづくりの拠点が求められている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	高齢者の活動支援のために、高齢者に適した仕事を受注し、生きがい対策をもとに就業の機会を提供している(財)南丹市福祉シルバー人材センターに対して活動運営費を助成する。	高齢者の社会進出により、高齢者の自立を図る。	20,716	
具体的な実施内容	高齢者の活動支援のために、高齢者に適した仕事を受注し、生きがい対策をもとに就業の機会を提供している(財)南丹市福祉シルバー人材センターに対して活動運営費を助成する。			平成21年度	高齢者の活動支援のために、高齢者に適した仕事を受注し、生きがい対策をもとに就業の機会を提供している(財)南丹市福祉シルバー人材センターに対して活動運営費を助成する。	高齢者の社会進出により、高齢者の自立を図る。	19,766	
事業の目的	高齢者の生きがいづくり活動支援を図る。			平成22年度	高齢者の活動支援のために、高齢者に適した仕事を受注し、生きがい対策をもとに就業の機会を提供している(財)南丹市福祉シルバー人材センターに対して活動運営費を助成する。	高齢者の社会進出により、高齢者の自立を図る。	19,736	
事業の効果	高齢者の社会進出により、高齢者の自立が図れる。							

個別事業計画書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	社会参加推進事業	細事業名	ガイドヘルパー派遣事業	新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市障害者ガイドヘルパー派遣事業実施要綱			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(7)高齢者・障がいのある人の社会参加の促進					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	障がい者の移動を支援し、福祉の増進と社会参加の促進を図る。		平成20年度	ガイドヘルパーを派遣し、障がい者の移動を支援する。	余暇活動等や社会参加ができる。	8,400
具体的な実施内容	屋外での移動が困難な障がいのある人に、ガイドヘルパー等を派遣し外出のための支援を行なう。		平成21年度	ガイドヘルパーを派遣し、障がい者の移動を支援する。	余暇活動等や社会参加ができる。	7,560
事業の目的	移動が困難な障がいのある人に対して、生活上必要不可欠な外出や余暇活動の外出移動を支援する。		平成22年度	ガイドヘルパーを派遣し、障がい者の移動を支援する。	余暇活動等や社会参加ができる。	6,804
事業の効果	余暇活動等や社会参加ができる。					

個別事業計画書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	社会参加推進事業		細事業名	コミュニケーション支援事業		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	障害者自立支援法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(7)高齢者・障がいのある人の社会参加の促進						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	コミュニケーション支援の要望は高く、継続して事業を行う必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	コミュニケーションに関する支援(手話・要約筆記による通訳など)を行う。また、手話教室等を開催し、支援者の養成を行う。	障がいがある人の社会参加を促すとともに、手話通訳や要約筆記等の資格者を増やし、支えあいの地域づくりを目指す。	6,944
具体的な実施内容	聴覚言語に障がいのある人が、社会参加・日常生活に必要な際に、コミュニケーションに関する支援(手話・要約筆記による通訳など)を行う。また、手話教室等を開催し、支援者の養成を行う。			平成21年度	コミュニケーションに関する支援(手話・要約筆記による通訳など)を行う。また、手話教室等を開催し、支援者の養成を行う。	障がいがある人の社会参加を促すとともに、手話通訳や要約筆記等の資格者を増やし、支えあいの地域づくりを目指す。	6,944
事業の目的	聴覚、言語機能、音性機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の意思疎通の円滑化を図る。			平成22年度	コミュニケーションに関する支援(手話・要約筆記による通訳など)を行う。また、手話教室等を開催し、支援者の養成を行う。	障がいがある人の社会参加を促すとともに、手話通訳や要約筆記等の資格者を増やし、支えあいの地域づくりを目指す。	6,944
事業の効果	コミュニケーション支援により、日常生活の負担を軽減し、社会参加を促す。						6,944

個別事業計画書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	社会参加推進事業	細事業名	社会活動参加支援事業	新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市福祉タクシー事業実施要綱			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する		南丹市身体障害者自動車運転免許取得教習費助成金交付要綱			
	(7)高齢者・障がいのある人の社会参加の促進		南丹市身体障害者自動車改造助成事業実施要綱			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	さまざまな障がいのある人が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるように、必要な自立支援等推進施策及び社会参加を通じて生活の質的向上が図れ、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進していかなければならない。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	障がいのある人の地域での活動を促進し、社会参加のための移動支援を行う。	障がいのある方の社会参加を促進する。	2,220
具体的な実施内容	在宅で障がいのある人の、社会的生活能力の向上を図り、また社会活動への参加と自立を促進するために、グループワークの開催、福祉タクシー利用券の交付、自動車改造費の支給など、さまざまな事業を行う。		平成 21 年度	障がいのある人の地域での活動を促進し、社会参加のための移動支援を行う。	障がいのある方の社会参加を促進する。	2,220
事業の目的	障がいのある方の社会参加を促進するため。		平成 22 年度	障がいのある人の地域での活動を促進し、社会参加のための移動支援を行う。	障がいのある方の社会参加を促進する。	2,220
事業の効果	障がいのある方の社会参加促進につながり、日常生活や、地域活動への支援を行う。					2,220

個別事業計画書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	老人クラブ活動支援事業		細事業名			新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等					
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する							
	(7)高齢者・障がいのある人の社会参加の促進							
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	ますます高齢化社会が進むなか、高齢者の社会参加の機会の推進が必要。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	老人クラブ活動の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、対象者団体の活動に対して助成する。	明るい長寿社会の実現と、保健福祉の向上事業の展開	7,749	
具体的な実施内容	老人クラブ活動の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、対象者団体の活動に対して助成する。			平成21年度	老人クラブ活動の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、対象者団体の活動に対して助成する。	明るい長寿社会の実現と、保健福祉の向上事業の展開	7,749	
事業の目的	明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上を図る。			平成22年度	老人クラブ活動の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、対象者団体の活動に対して助成する。	明るい長寿社会の実現と、保健福祉の向上事業の展開	7,749	
事業の効果	明るい長寿社会の実現と、保健福祉の向上が図れる。						7,749	

個別事業計画書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	心配ごと相談事業		細事業名				新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等					
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する							
	(8)安心と支え合いの仕組みづくり							
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	各地域で相談窓口を設け、できるだけ相談を受けやすい体制を考え、相談員の研修や会議も実施していく必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	各地域に相談場所を設け月1回相談事業を開催。 その他、弁護士による法律相談を行う。	市民の悩みごとや心配ごとの解消を図る	1,420	
具体的な実施内容	各地域に相談場所を設け月1回相談事業を開催。 その他、弁護士による法律相談を行う。			平成21年度	各地域に相談場所を設け月1回相談事業を開催。 その他、弁護士による法律相談を行う。	市民の悩みごとや心配ごとの解消を図る	1,420	
事業の目的	市民の悩みごとや心配ごとの解消を図る。			平成22年度	各地域に相談場所を設け月1回相談事業を開催。 その他、弁護士による法律相談を行う。	市民の悩みごとや心配ごとの解消を図る	1,420	
事業の効果	市民の悩みごとや心配ごとの解消を図る。						1,420	

個別事業計画書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	成年後見人制度利用支援事業		細事業名		新継区分	新規	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(8)安心と支え合いの仕組みづくり						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	認知症高齢者で、判断能力が十分でない人の法的判断必要ケースの増加が課題となっている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	認知症高齢者で、判断能力が十分でない人の権利を市長申し立てにより保護支援する。	高齢者の尊厳ある生活の維持	112
具体的な実施内容	高齢者本人の判断能力が不十分で、経済的・身体的に支援が必要な場合、成年後見人により擁護する「成年後見人制度」について、必要に応じ法的支援を図る。			平成21年度	認知症高齢者で、判断能力が十分でない人の権利を市長申し立てにより保護支援する。	高齢者の尊厳ある生活の維持	117
事業の目的	判断能力等が不十分な高齢者を擁護するため、専門的・継続的に支援を図る。			平成22年度	認知症高齢者で、判断能力が十分でない人の権利を市長申し立てにより保護支援する。	高齢者の尊厳ある生活の維持	117
事業の効果	高齢者の尊厳ある生活の維持が図れる。						

個別事業計画書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	地域福祉推進事業	細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	社会福祉法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(8)安心と支え合いの仕組みづくり					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	将来を見据えた福祉支援策の総合的な立案、計画に沿った実行計画の具体化、政策化が求められる。地域福祉策定委員の協力も不可欠である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	計画にそったモデル事業の実施 各サロン活動や小地域見守りネットワーク活動の推進	わが地域に目を向け関心を持ち、地域を担う主役は自分であるということを実感してもらうことができ、地域とのつながり、関係機関との連携、ボランティアの育成など、幅広い効果が期待できる。	9,001
具体的な実施内容	小地域見守りネットワーク活動や各サロン活動を活性化し、平成19年度に作成した地域福祉計画に基づき、地域福祉の推進を図るため、地域福祉の仕組みを構築する。また、安心安全な地域生活維持のため、民生委員・児童委員を地域福祉の担い手として位置づけ、役割を担っていただく。		平成 21 年度	計画にそったモデル事業の実施 各サロン活動や小地域見守りネットワーク活動の推進	わが地域に目を向け関心を持ち、地域を担う主役は自分であるということを実感してもらうことができ、地域とのつながり、関係機関との連携、ボランティアの育成など、幅広い効果が期待できる。	9,001
事業の目的	地域福祉の仕組みを構築し、地域福祉の推進を図る。		平成 22 年度	計画にそったモデル事業の実施 各サロン活動や小地域見守りネットワーク活動の推進	わが地域に目を向け関心を持ち、地域を担う主役は自分であるということを実感してもらうことができ、地域とのつながり、関係機関との連携、ボランティアの育成など、幅広い効果が期待できる。	9,001
事業の効果	わが地域に目を向け関心を持ち、地域を担う主役は自分であるということを実感してもらうことができ、地域とのつながり、関係機関との連携、ボランティアの育成など、幅広い効果が期待できる。					

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

事業名	京都新光悦村推進事業		細事業名		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等			
	5 ふるさとで働ける場をふやす					
	(1) 京都新光悦村の波及効果の拡大					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	京都新光悦村のコンセプト(伝統と文化のものづくり産業と先端産業との融合)の実現に向けた仕組みづくりや運営団体等の組織化などの取り組みが出来ていない。 小規模宅地等の分譲が進んでいない。		平成 20 年度	感動創造ものづくりプロジェクトの実施 京都府と連携し、感性価値創造をキーワードにしたコンセプトの実現に向けた進出企業及び学識経験者、関係団体等による会議等の開催 宅盤等維持管理 企業立地奨励金の交付	感動創造ものづくりプロジェクトの立ち上げ 会議の開催(年4回) 宅盤等維持管理による環境美化(草刈年1回、巡回週1回) 誘致企業企業の安定的な事業運営	10,780
具体的な実施内容	京都府と連携し、進出企業等の交流を深める場を設け、意見等を集約する中で、地元雇用の拡大やコンセプト実現に向けた仕組みづくりを進めるとともに、会の組織化に向けて取り組みを行う。 京都府と連携し、伝統産業関係への広報を進めるとともに誘致を進めるため未分譲地等の管理を行う。		平成 21 年度	感動創造ものづくりプロジェクトの推進 京都府と連携し、コンセプト実現に向けた会議の開催及び、フォーラム等の実施 宅盤等維持管理 企業立地奨励金の交付	感動創造ものづくりプロジェクトの内容充実 会議の定例化と新しいむらづくりへの気運の高まり 宅盤等維持管理による環境美化(草刈年1回、巡回週1回) 誘致企業の安定的な事業運営	21,065
事業の目的	京都新光悦村のコンセプトの実現を図るための管理運営団体の組織化と分譲の促進。		平成 22 年度	感動創造ものづくりプロジェクトの推進 京都府と連携し、コンセプト実現に向けた会議の開催と組織化 宅盤等維持管理 企業立地奨励金の交付	感動創造ものづくりプロジェクトの具体化 会議で検討された内容の具体化に向けた取り組みの着手と組織化 宅盤等維持管理による環境美化(草刈年1回、巡回週1回) 誘致企業の安定的な事業運営	18,813
事業の効果	管理運営団体の組織化により、京都新光悦村ブランド確立に向けた取り組みが進み、雇用の拡大が図られ、村への誘客等による市の活性化が期待できるとともに村の管理に対する市の負担軽減が図られる。					

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

事業名	企業支援事業	細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画 の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	5 ふるさとで働ける場をふやす					
	(2)工業用地の整備と企業誘致の推進					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	雇用の創出・安定を図り、働く場の確保・充実が不可欠である。		平成 20 年度	企業誘致関連事業の実施 誘致企業への支援 地元雇用の推進	雇用の創出 自主財源の確保	351,381
具体的な実施 内 容	地域の活性化を図るため、企業が進出しやすい環境を整備するとともに雇用に関しても市内からの雇用を奨励支援する。		平成 21 年度	企業誘致関連事業の実施 誘致企業への支援 地元雇用の推進	雇用の創出 自主財源の確保	264,800
事業の目的	雇用の創出・安定を図り、地域の活性化に寄与する。 自主財源の確保。		平成 22 年度	企業誘致関連事業の実施 誘致企業への支援 地元雇用の推進	雇用の創出 自主財源の確保	152,000
事業の効果	地域経済への波及効果は大きい。					

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

事業名	商工振興融資利子補給事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	中小企業信用保険法			
	5 ふるさとで働ける場をふやす						
	(3) 起業支援の推進						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	中小商工業者が近代的な経営を図るためには資金(運転、設備、店舗改装)が必要になってくる。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	政府系金融機関、京都府制度融資の借入額1000万円を限度に1年分の利子の一部を補給する。	利子負担の軽減が図れ、積極的な経営ができる。	10,000
具体的な実施内容	創業の支援や中小商工業者の経営の安定化と近代化を図るため、南丹市商工会員が国民生活金融公庫の経営改善貸付資金または京都府制度融資資金の借入れをした場合、利子額の一部を補給する。			平成21年度	対象資金を限定し、利子の一部を補給する。	利子負担の軽減が図れ、積極的な経営ができる。	7,000
事業の目的	中小商工業者の経営の近代化と安定。			平成22年度	対象資金を限定し、利子の一部を補給する。	利子負担の軽減が図れ、積極的な経営ができる。	7,000
事業の効果	利子負担の軽減が図れ、積極的な経営ができる。					7,000	